

**令和4年12月の民生委員・児童委員
一斉改選結果に関する総括と
なりて確保のための提案**

全国民生委員児童委員連合会

目次

はじめに …… 4

第1章 令和4年12月一斉改選結果の全体像 …… 5

第2章 ヒアリング調査結果 …… 22

第3章 総括および提案 …… 42

第4章 なりて確保の取り組み事例 …… 57

第5章 資料編 …… 59

はじめに

令和4年12月の一斉改選の結果は、定数24万547人に対し委嘱数22万5,356人、充足率は93.7%でした。欠員が1万5,000人を超えたことは、私たち民生委員・児童委員に大きな衝撃を与えました。

充足率の低下や短期間で退任する委員の増加は、制度を維持していくうえでの大きな課題です。全民児連では、民生委員制度創設100周年活動強化方策（平成29年）の重点事項のひとつとして「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」を掲げ、民児協機能強化による委員支援や民生委員・児童委員に関する積極的なPR活動などに取り組んできました。

しかしながら、地域で解決しなければならない福祉課題が増加するなか、少子高齢化や年齢があがっても働き続ける人の増加、地域のつながりの希薄化など社会状況の変化もあり、全国的な民生委員・児童委員の充足率の低下は続いています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員です。民生委員・児童委員のなりて確保は国、地方自治体、民児協がともに取り組むべき課題です。

本報告書では、令和4年12月の一斉改選結果および民生委員・児童委員をとりまく現状を整理するとともに、全国の市区町村へのヒアリングをとおして考えたなりて確保のための提案を「国」「地方自治体」「民児協」「全民児連」の4つの主体にわけて記載しています。

本報告書が、なりて確保を各主体が自らの課題と認識するきっかけとなるとともに、なりて確保のための具体的な取り組み実施の一助となれば幸いです。

今後もそれぞれの地域において、民生委員・児童委員がやりがいをもって住民に寄り添った活動ができることを願います。

最後に、本報告書の作成にあたり、ヒアリングにご協力いただきました市区町村民生委員児童委員協議会、行政、社会福祉協議会のみなさまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月
全国民生委員児童委員連合会
会長 得能 金市

第1章 令和4年12月一斉改選結果の全体像

第1節 民生委員・児童委員の現状

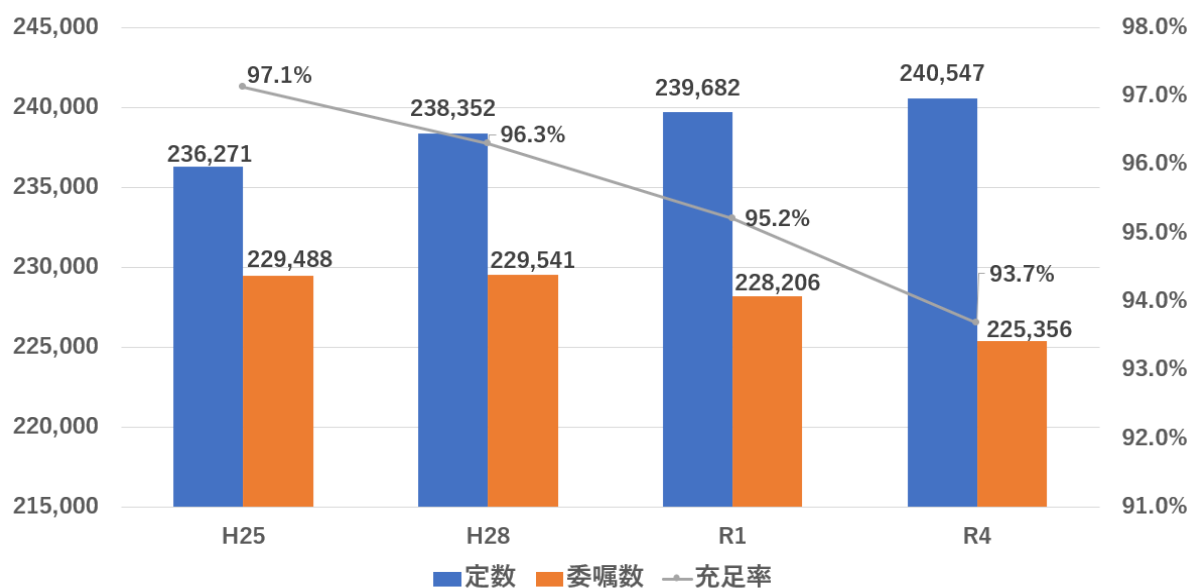
1. 定数・委嘱数・充足率

(1) 全国的な状況

令和4年12月の一斉改選では、全国で定数24万547人に対し、委嘱数22万5356人で、約1万5000人の欠員が発生した。充足率も93.7%と、前回（令和元年12月）の一斉改選と比べ、1.5%低下した。

平成25年と令和4年の一斉改選を比較すると、定数は4,276人増加し、委嘱数は4,132人減少、充足率は3.4%低下している。

平成25年から令和4年までの計4回の一斉改選における全国の定数・委嘱数・充足率の推移をみると、定数は平成25年から増加し続けている。一方で、委嘱者数は平成25年から28年で微増したものの、以降は減少し続けている。充足率は平成25年から下がり続けており、下がり幅も改選ごとに大きくなっている。



図表1 民生委員・児童委員一斉改選結果の推移

(2) 都道府県・指定都市別の状況

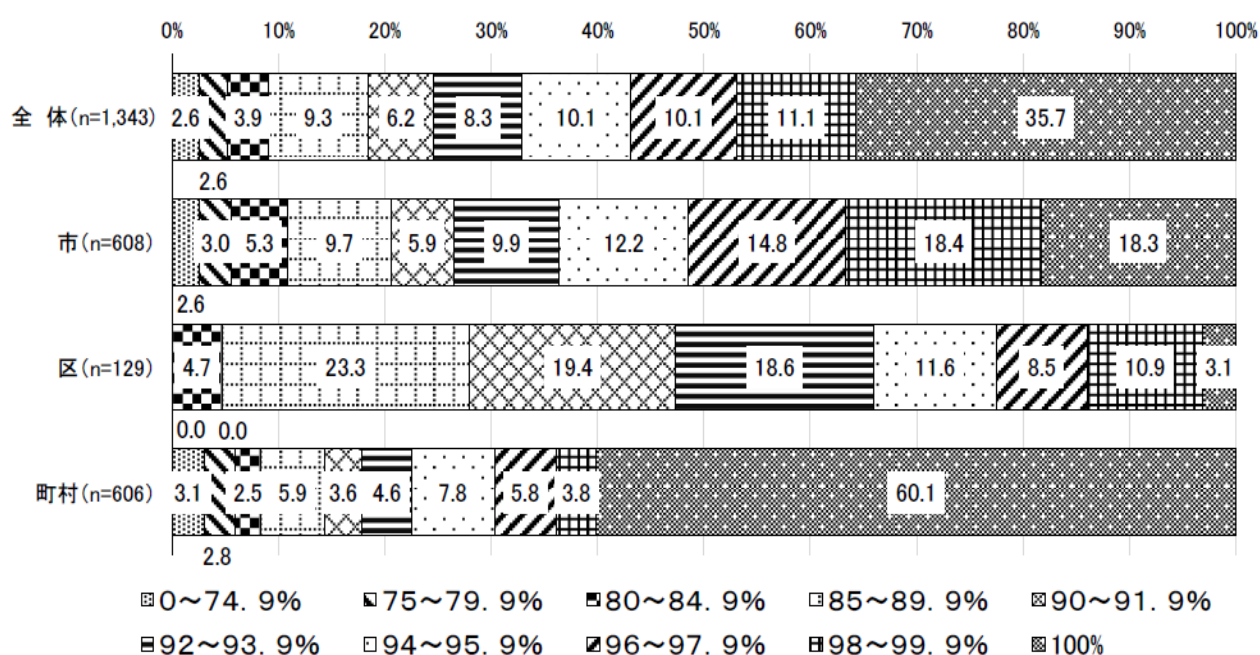
都道府県・指定都市別でみると、平成25年から令和4年にかけて、定数が増加し続けている都道府県・指定都市は61か所で9割以上を占めた。委嘱数が増加し続けている都道府県・指定都市は3か所のみであり、充足率の低下には定数増加と委嘱数（なりて）減少の両方が要因となっていると考えられる。

なお、充足率が前回比で下がり続けている都道府県・指定都市が 49 か所で 7 割を超えている。

（３）市区町村別の状況

令和 5 年度に全民児連が実施した市区町村民児協活動実態調査 2023（以下、市区町村民児協活動実態調査 2023）によると、令和 4 年 12 月の一斉改選時の充足率は、100%の市区町村が 35.7 %で最も多かった。とくに町村部では 100%が 60.1 %であった。

また、充足率が 94%以上の市区町村が 67%である一方、充足率が 75%未満の市区町村も 2.6%あった。

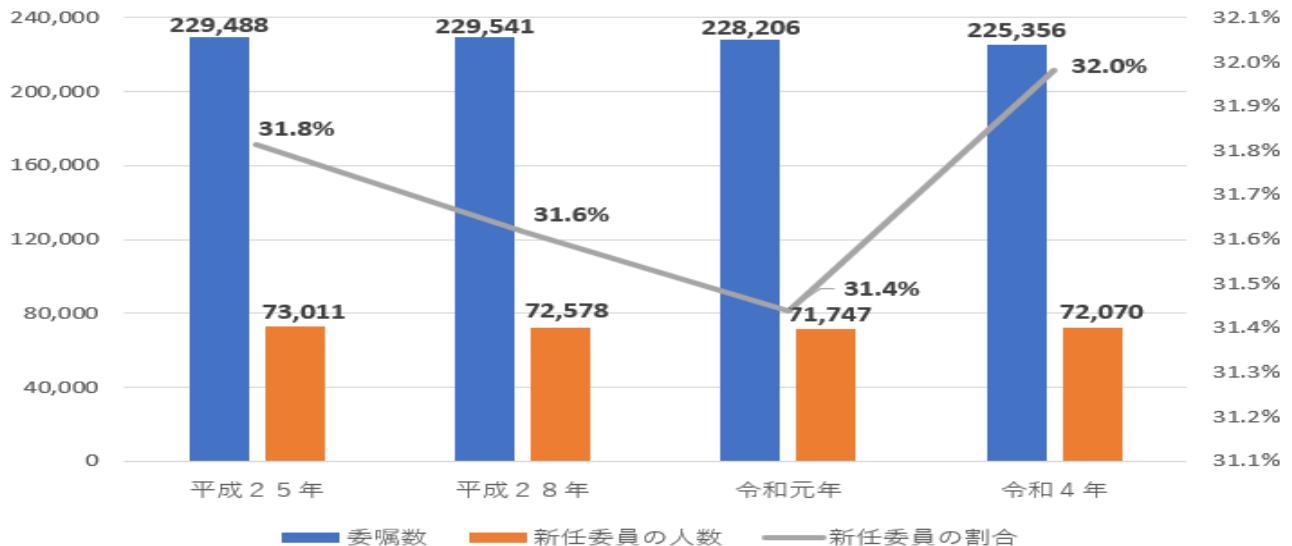


図表２ 令和４年１２月一斉改選時の充足率（市区町村別）

2. 新任委員の割合

(1) 全国的な状況

全国的な状況でみると、新任委員の割合について大きな変化はないものの、平成 25 年から令和元年まで僅かずつ減少していたが、令和 4 年改選では増加に転じた。



図表 3 民生委員児童委員一斉改選時の新任委員割合の推移

(2) 都道府県・指定都市別の状況

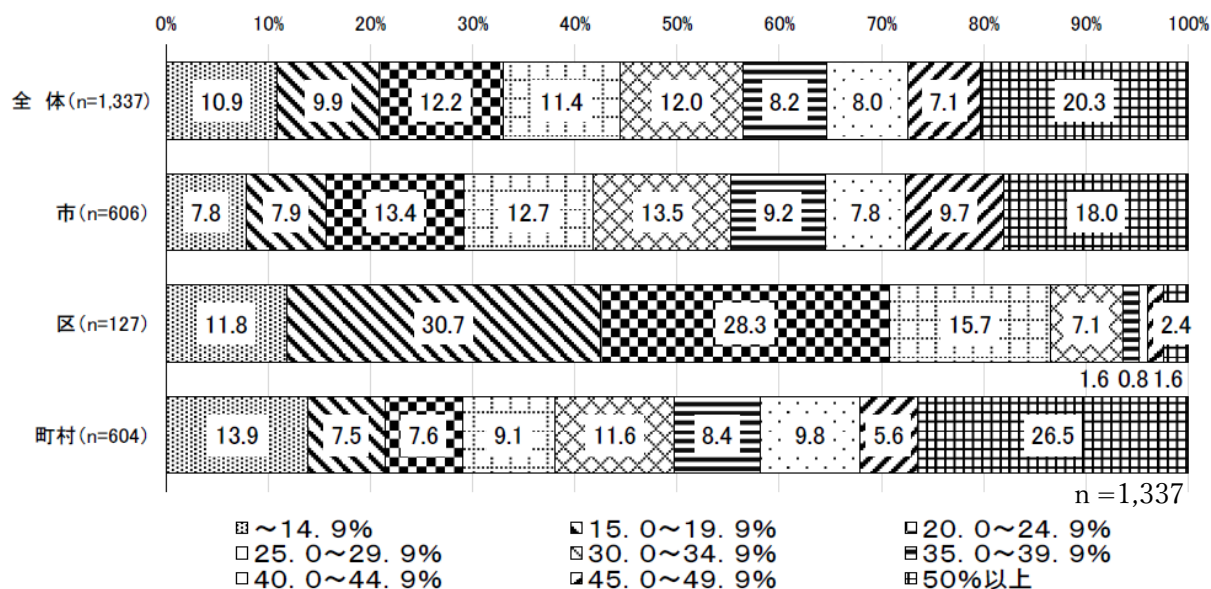
都道府県・指定都市別でみると、令和 4 年の一斉改選において新任委員の割合が 50%を超えているのが 3 か所であった。

平成 25 年と令和 4 年を比較して新任委員の割合が増加したのは 37 か所で 55%であった。そのうち、増加幅が 5 %以上であったのが 3 か所であった。

また、新任委員の割合の減少幅が 5 %以上であったのも 3 か所であり、そのうち 2 か所は充足率の減少幅でも上位 5 か所に入っていた。

(3) 市区町村別の状況

市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、全国で約 2 割の市区町村が新任委員の割合が 50%を超えている。とくに町村部ではその割合が高く、26.5%が新任委員の割合が 50%を超えている。一方、区部では新任委員の割合が 50%を超えている地域が 2.4%であり、地域による差が大きい結果となった。



図表4 令和4年12月一斉改選時の新任委員の割合（市区町村別）

3. 選任要件

(1) 民生委員法および「民生委員・児童委員選任要領」に定める内容

民生委員法では、民生委員推薦委員会が民生委員に推薦する者について、下記のとおり示している。

【民生委員法】

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

また地方自治法に基づく技術的助言※として、厚生労働省からは、雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年10月7

日改正／雇児発 1007 第 2 号／社援発 1007 第 7 号) が発出されている。本通知では「民生委員・児童委員選任要領」が示されており、「民生委員・児童委員の適格要件」に関する記述は下記のとおりである。

【民生委員・児童委員選任要領】

第 2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)第 6 条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第 1 条、第 2 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

選任要領では、年齢に関して「将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること」とされているものの、「なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること」と付記されている。

※ 地方自治法に基づく技術的助言

……地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い、または措置を実施するように促したり、またはそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができる」とされている。

(2) 都道府県・指定都市・中核市における選任要件の状況

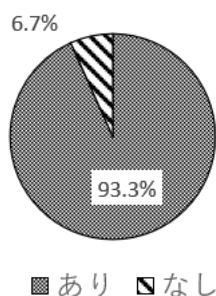
「市区町村民児協活動実態調査 2023」および「都道府県・指定都市民児協事務局会議アンケート」（令和 5 年度）によると、令和 4 年一斉改選時の都道府県・指定都市・中核市の選任要件は下記のとおり。

①年齢要件

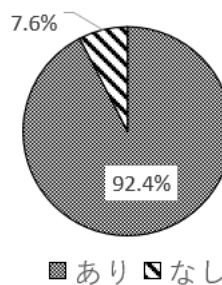
年齢要件については、区域担当民生委員（新任・再任）、主任児童委員（新任・再任）のいずれも 90%以上が「ある（例外を認めている場合も含む）」と回答した。

なお、年齢要件が「ある」と回答したところに、例外的取扱いの状況について聞いた。「例外は認めない」と回答したところは、区域担当民生委員では、新任が 22.5%、再任が 6.4%であった。主任児童委員では、新任が 9.0%、再任が 10.1%であった。

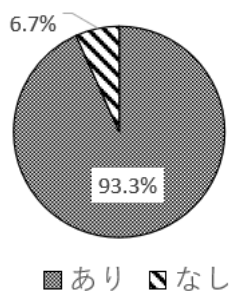
年齢要件の有無／区域新任



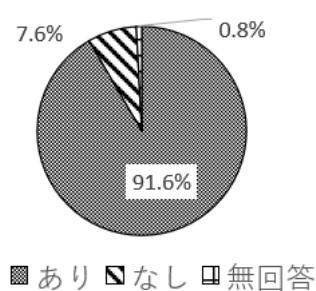
年齢要件の有無／区域再任



年齢要件の有無／主任新任

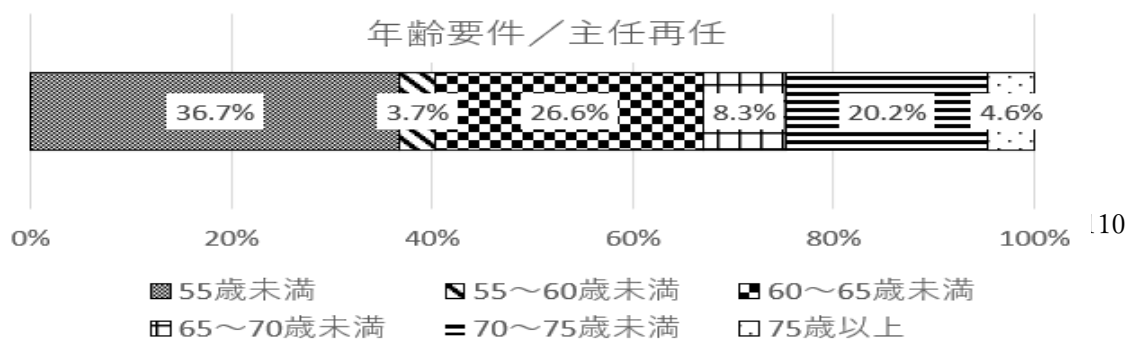
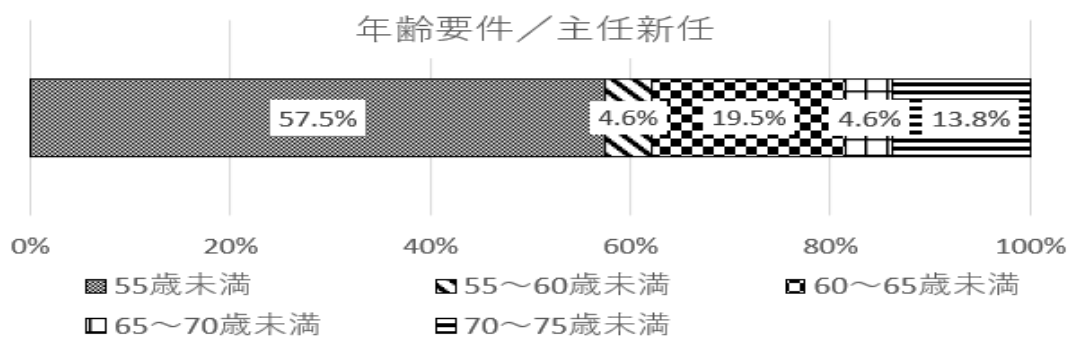
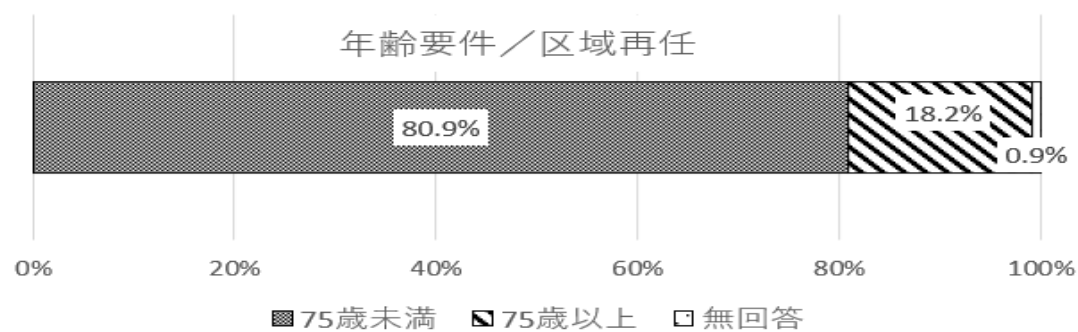
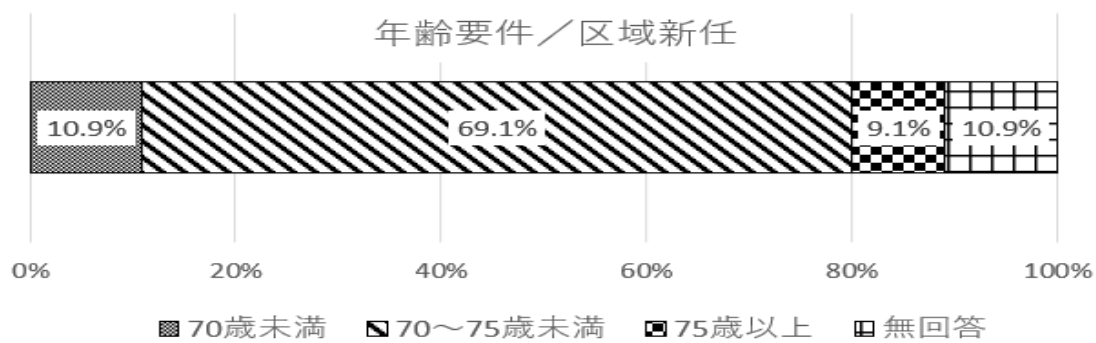


年齢要件の有無／主任再任



図表5 令和4年12月一斉改選での年齢要件の有無

また、年齢要件が「ある」と回答したところに要件に定める具体的な年齢を聞いた。区域担当民生委員では、「75 歳未満」の年齢を回答したところが、新任では 80.0%（88 か所）、再任では 80.9%（89 か所）であった。主任児童委員では、「55 歳未満」の年齢を回答したところが、新任では 57.5%（50 か所）、再任では 36.7%（40 か所）であった。

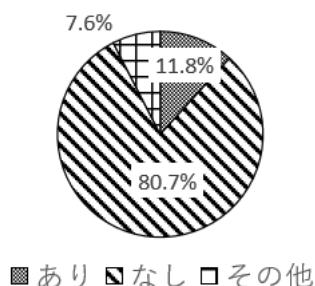


図表6 令和4年12月一斉改選での年齢要件の内容

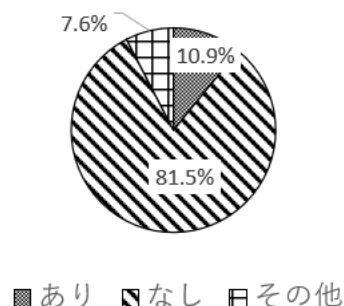
②居住期間要件

居住期間要件については、区域担当民生委員で 11.8%、主任児童委員で 10.9%が「ある」と回答した。

居住要件の有無／区域担当



居住要件の有無／主任



図表7 令和4年12月一斉改選での居住要件の有無

③その他の要件

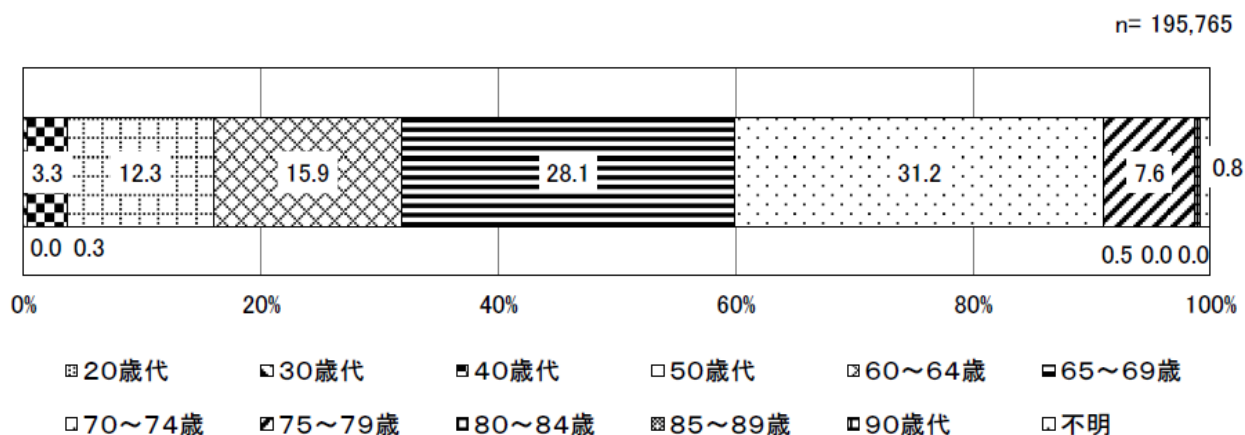
年齢や居住期間に関する内容以外の要件について聞いたところ、「ある」と回答したところが 26.9%（32 か所）であった。

内容としては、「担当する区域に居住している」などの居住地に関する要件や、「議員」「公務員」などの特定の職業に就く人は推薦できないといった要件が複数見られた。

（4）民生委員の年齢構成

①民生委員・児童委員

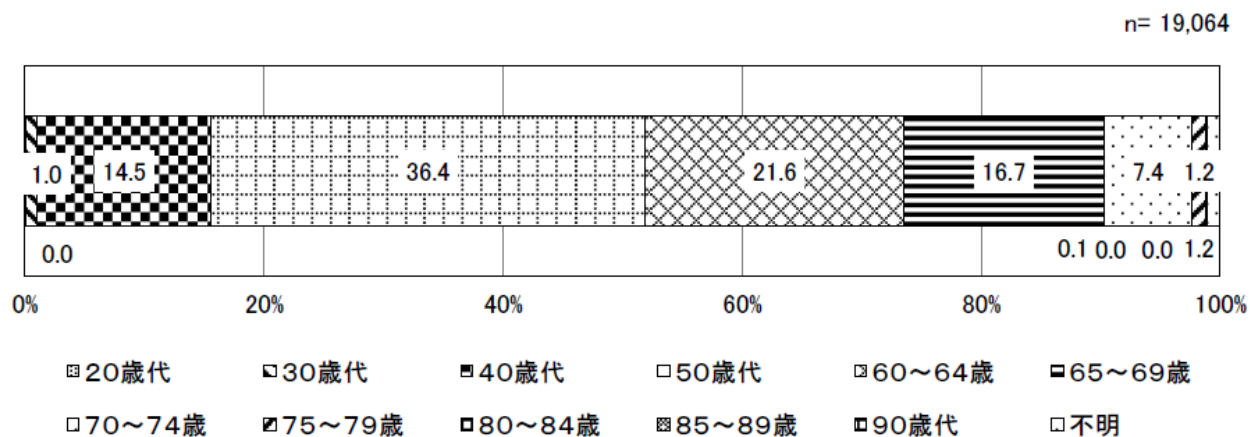
市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、現任の民生委員・児童委員の年齢構成は、「70～74 歳」（31.2%）が最も高く、次いで「65～69 歳」（28.1%）、「60～64 歳」（15.9%）であった。



図表8 現任の民生委員・児童委員の年齢構成（令和5年4月）

②主任児童委員

市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、現任の主任児童委員の年齢構成は、「50 歳代」（36.4%）が最も高く、次いで「60～64 歳」（21.6%）、「65～69 歳」（16.7%）であった。

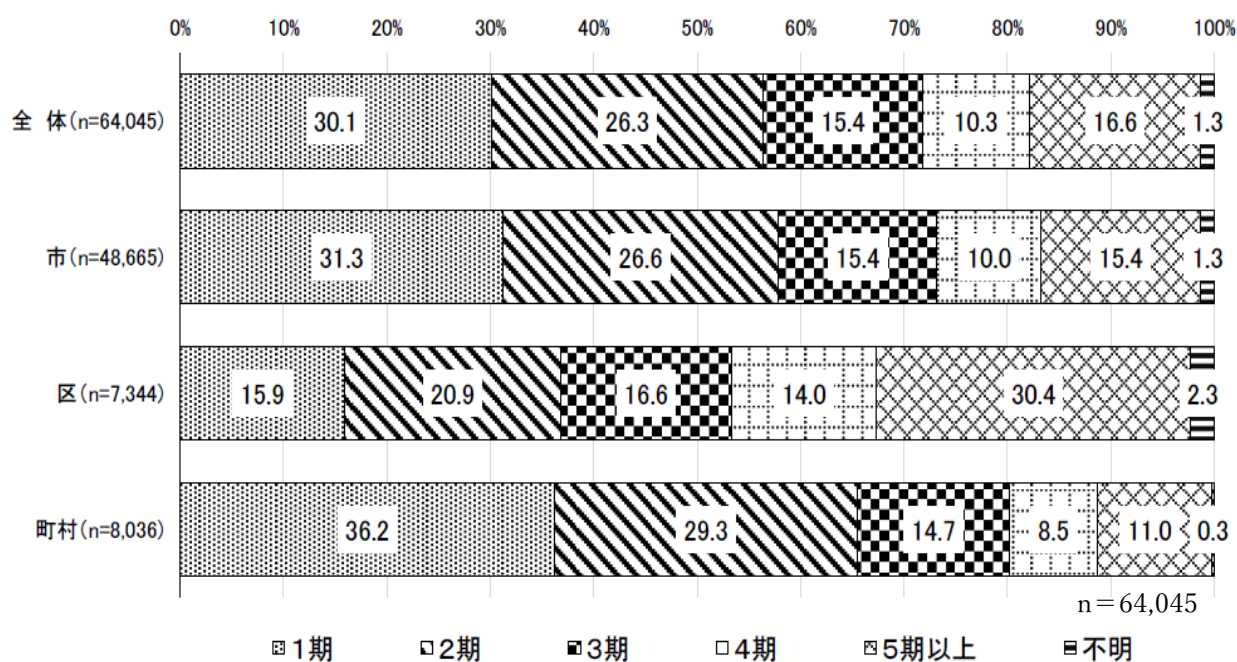


図表 9 現任の主任児童委員の年齢構成（令和 5 年 4 月）

（５）退任までの在任期間

市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、令和４年の一斉改選における退任委員のうち、１期で退任した委員は全国で約３割であった。２期で退任した委員が 26.3% であることから、２期以内に退任する委員が退任委員の半分以上を占めている。

とくに町村部ではその割合が高く、１期で退任する委員が 36.2%、２期で退任する委員が 29.3% であり、合計すると 65.5% に上った。



図表 10 退任までの在任期間（令和４年 12 月一斉改選）

（６）委員活動のなかでやりがいや達成感を感じる時

平成 28 年度に全民児連が全民生委員・児童委員を対象として実施した全国モニター調査（以下、全国モニター調査）において、「民生委員・児童委員活動のなかでやりがいや達成感を感じる時」について上位 3 項目を選択してもらったところ、「支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき」が 68.2%で最も多かった。次いで「その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決した時」42.0%であった。以下、「要支援者から頼りにされたとき」34.5%、「民生委員同士で仲間ができたとき」34.1%と続いた。

やりがい・達成感を感じる時	回答委員数	回答委員率(%)
支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき	136,845	68.2
その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決したとき	84,261	42.0
要支援者から頼りにされたとき	69,250	34.5
自分自身が成長できたと感じたとき	36,851	18.4
福祉についての自分自身の理解が深まったとき	38,834	19.3
地域についての自分自身の理解が深まったとき	38,097	19.0
活動を応援してくれる住民が増えたとき	34,462	17.2
民生委員同士で仲間ができたとき	68,405	34.1
後輩民生委員が頼りにしてくれたとき	5,161	2.6
その他	2,139	1.1

出典：民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査報告書（第 2 分冊）、P.17

図表 11 委員活動のなかでやりがいや達成感を感じる時

（７）委員活動における悩みや苦勞

上記同様、全国モニター調査で「民生委員・児童委員活動における悩みや苦勞」について、上位 3 項目を選択してもらった。その結果、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」が 56.2%で最も多く、次いで「援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい」22.1%、「支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない」21.5%と続いた。

悩みや苦労の内容	回答委員数	回答委員率(%)
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	112,790	56.2
援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい	44,445	22.1
支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	43,219	21.5
支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	34,424	17.1
あて職（民生委員が自動的に兼務になる役職）が多い	29,096	14.5
会議や研修などに参加する機会が多い	28,762	14.3
住民から正しく理解されていない（給料をもらっている、何でもやってくれる等の誤解）	27,516	13.7
社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	27,039	13.5
仕事との両立が難しい	20,161	10.0
配布物や調査など、行政からの協力依頼事項が多い	19,096	9.5
担当の世帯数が多い	16,544	8.2
町内会や自治会の行事などの参加の負担が大きい	16,278	8.1
行政等への協力範囲が広い（福祉だけでなく教育や保健分野へのかかわりなど）	15,128	7.5
配布物や調査など、社協からの協力依頼事項が多い	9,853	4.9
課題を抱えた住民が多い	7,915	3.9
援助が困難な場合のつなぎ先がよく分からない	5,855	2.9
担当の地域が広い（移動に時間や費用がかかる）	5,778	2.9
市・区役所、町村役場、その他行政機関の協力が得にくい	4,960	2.5
慶弔や地域の祭事などの際の経済的な負担が大きい	4,274	2.1
自分の家族の理解が得られない	2,247	1.1
民児協内に、困っていることを相談できる仲間や先輩がいない	1,363	0.7
社協の協力が得にくい	876	0.4
その他	7,819	3.9
特にない	9,633	4.8

出典：民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査報告書（第 2 分冊）、P. 15

図表 12 委員活動における悩みや苦労

第2節 世の中の変化

1. 地域構造の変化、つながりの希薄化

(1) 自治会加入率の低下

総務省自治行政局市町村課が令和4年2月に実施した「自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート」によると、自治会加入率は年々下がっている。

自治会加入率	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	n=600		参考
	78.0%	77.6%	77.2%	76.5%	75.9%	75.3%	74.7%	74.0%	73.3%	R01	R02	R03

※ 平成22～令和2年度まで毎年度自治会加入率を把握しており、加入率を世帯単位で算出している市区町村のみ。令和3年度は調査時点で自治会加入率を公表していなかった市区町村があるため、参考値。

出典：自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケートとりまとめ結果（令和4年2月）、P.3
図表13 自治会加入率の推移

(2) 集落ごとの世帯数の減少

総務省地域力創造グループ過疎対策室が実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」（平成31年4月1日現在）によると、平成27年に比べ、とくに過疎地域において、30世帯未満の集落の割合が拡大している。

(3) 65歳以上の単独世帯の増加

ひとり暮らし高齢者世帯を民生委員の見守り対象と世帯としている地域は多い。

国勢調査によると、65歳以上のひとり暮らし世帯は増加し続けており、平成22(2010)年には全国で4,790,768世帯であったが、令和2(2020)年には6,716,806世帯で、約1.4倍となった。

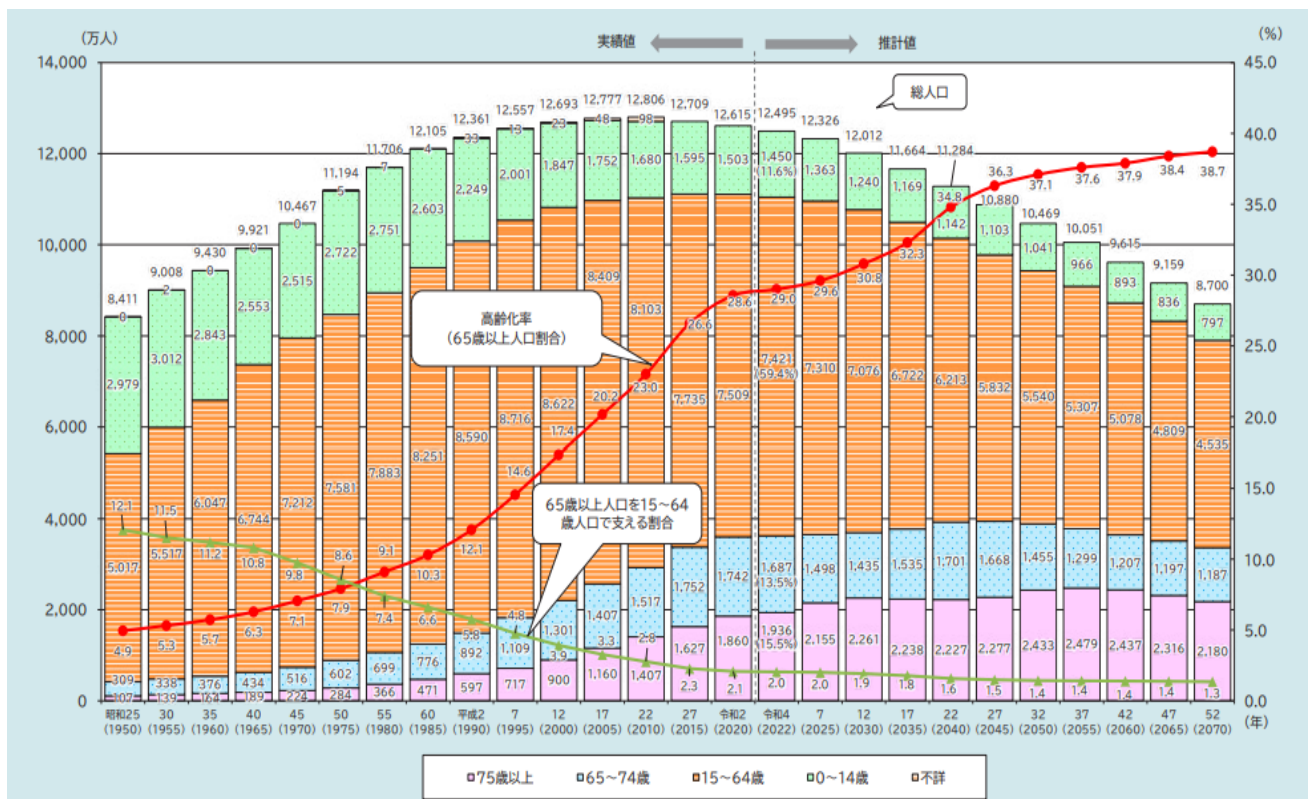
ひとり暮らし高齢者世帯の増加は、民生委員の活動量の増加にもつながっている可能性がある。

2. 高齢化の進行

日本の高齢化率は年々上昇しており、令和4年10月1日現在、29.0%となった。

65歳以上人口は全体で3,624万人であるが、そのうち「65～74歳人口」が1,687万人で総人口に占める割合が13.5%、「75歳以上人口」は1,936万人で総人口に占める割合が15.5%であり、「65～74歳人口」を上回っている。

高齢化率は今後も上昇し続けると推計されており、2040年には34.8%に達するとみられている。地域に関係なくすべての都道府県で高齢化率は上昇すると想定されており、令和27(2045)年には高齢化率がもっとも高い都道府県では50%を超えると見込まれている。



出典：令和 5 年版高齢社会白書、P. 4

図表 14 高齢化率の推移

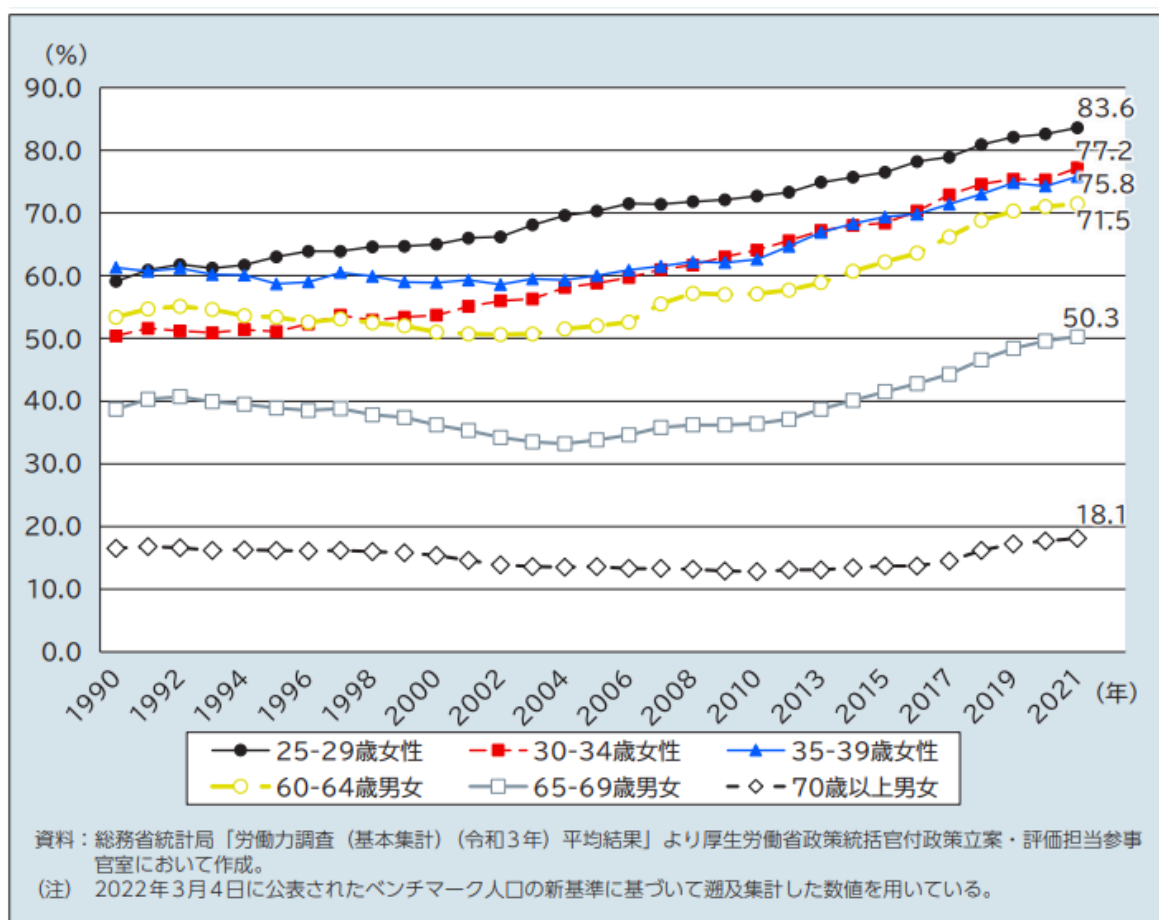
3. 働く人の増加

(1) 就業率の上昇

総務省統計局が実施する「労働力調査(基本集計)(令和 3 年)平均結果」によると、日本の就業率は近年上昇している。とくに、国が女性の活躍推進や高齢者の就労促進などの施策を推進していることから、女性や 60 歳以上の就業率が上昇している。

民生委員の属性をみると、女性が 62.2%（令和 4 年度福祉行政報告例）であり、また 60 歳以上が 83.3%（市区町村民児協活動実態調査 2023）を占めている。

これらをふまえると、今後も働きながら活動する委員は増加していくと見込まれる。



出典：令和4年版厚生労働白書、P.4
 図表 15 年代別就業率の推移

(2) 定年の引き上げ

現在、定年については「高年齢者雇用安定法」という法律で定められている。高年齢者雇用安定法は、高年齢者の雇用促進を目的として昭和46（1971）年に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」として制定され、昭和61（1986）年に現在の名称になった。昭和61年に高年齢者雇用安定法で定年を60歳まで引き上げることが努力義務とされて以降、図表16のとおり定年の引き上げについて改正が重ねられてきた。

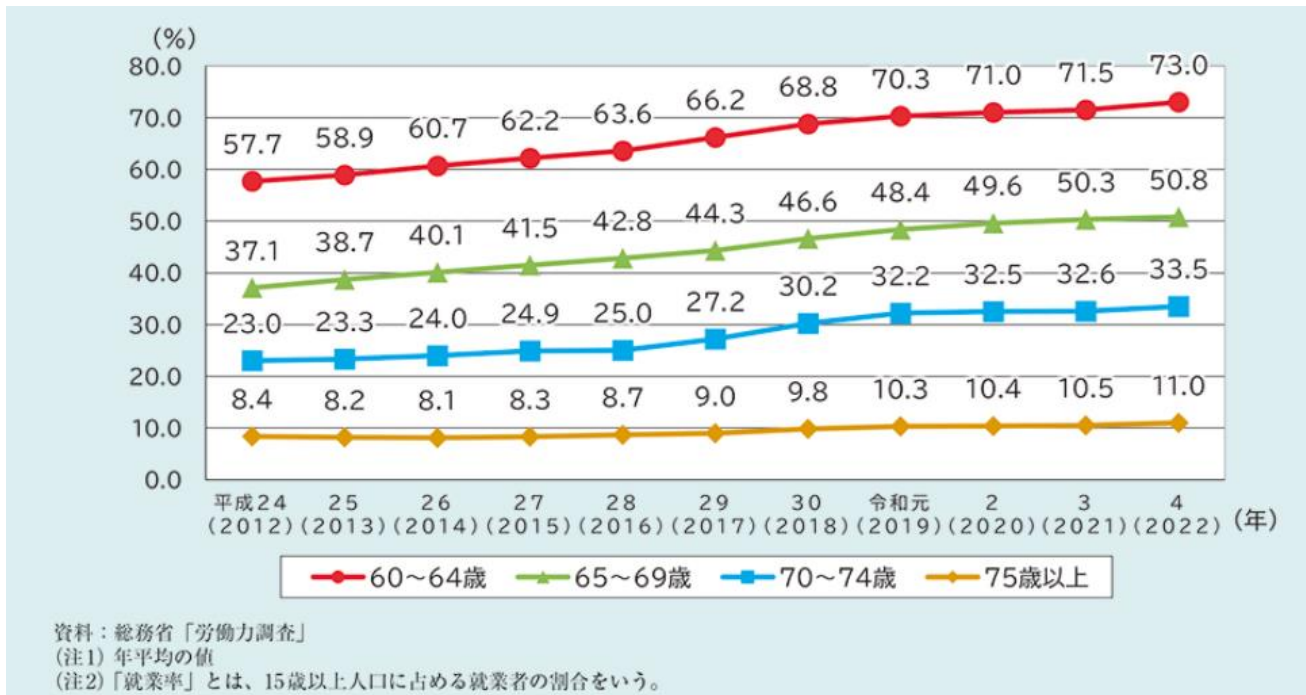
近年では、定年引き上げや再雇用制度の導入などにより70歳まで就業機会を確保することを努力義務とする改正が、令和3（2021）年4月に施行された。

昭和61年	60歳まで定年を引き上げることが努力義務化
平成2年	65歳まで就業機会を確保することが努力義務化
平成6年平	60歳まで定年を引き上げることが義務化
成16年	65歳まで就業機会を確保することが義務化
平成24年	65歳まで希望者全員の雇用確保が義務化
令和3年	70歳まで就業機会を確保することが努力義務化

図表 16 高年齢者雇用安定法の改正履歴

(3) 年齢を重ねても働き続ける人の増加

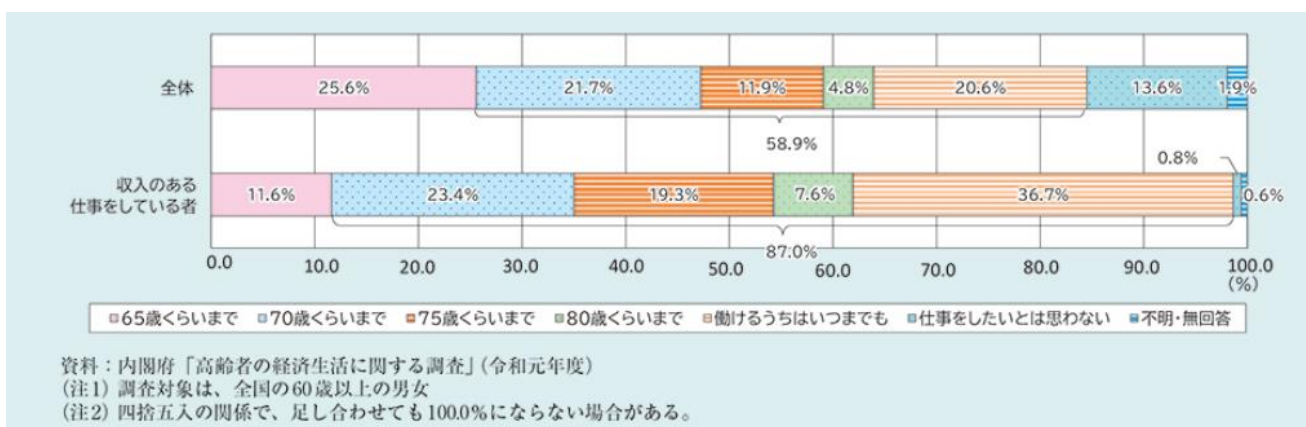
総務省が実施している「労働力調査」によると、60歳以上の年齢階級別就業率の推移をみると、平成24（2012）年から令和4年の10年間で60～64歳・65～69歳・70～74歳・75歳以上のすべての割合で上昇しており、とくに60～64歳・65～69歳・70～74歳においては、すべて10%以上上昇している。



出典：令和5年版高齢社会白書、P.22

図表 17 60歳以上の就業率の推移

また、内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」によると、現在収入のある仕事をしている60歳以上のうち、約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答している。



出典：令和5年版高齢社会白書、P.24

図表 18 何歳まで収入を伴う仕事をしたいか（令和2年1月）

4. 社会貢献への意識

内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」（令和4年12月）において、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか」と質問したところ、「（役立ちたいと）思っている」と回答したのは64.3%であった。2010年ごろからの調査結果を見ても、6～7割の水準で推移している。

第2章 ヒアリング調査結果

第1節ヒアリング実施概要

1. 目的

令和4年の一斉改選結果で「充足率が高い」「欠員率が高い」「新任委員の割合が高い」などの特徴がある市区町村から、推薦の仕組みや選任要件、民生委員の活動環境、地域住民や関係機関との関わりなどの現状を聞き取り、充足率低下の要因を把握するとともに、今後の一斉改選に向けたなりて確保策実施の検討材料とすることを目的とする。

2. 対象・時期

令和4年一斉改選時の充足率および新任委員の割合を中心に、平成25年度からの充足率および新任委員の割合の増減、定数・委嘱数の増減などを考慮し、5都県3市にヒアリング先市区町村の推薦を依頼した。

5都県3市から各1～3市区町村の推薦があり、計18市区町村にヒアリングを行った。

【ヒアリング対象・実施日】

都県・市		市区町村名	ヒアリング実施日
東京都	1	台東区	令和5年12月8日
	2	杉並区	令和5年12月13日
	3	武蔵野市	令和5年12月13日
石川県	4	金沢市	令和5年12月7日
	5	珠洲市	令和5年12月18日
福井県	6	大野市	令和5年12月25日
	7	鯖江市	令和5年10月30日
	8	高浜町	令和5年12月20日
大分県	9	宇佐市	令和5年11月28日
	10	国東市	令和5年12月19日
沖縄県	11	北中城村	令和5年12月7日
	12	与那原町	令和5年11月30日
	13	八重瀬町	令和5年12月8日
川崎市	14	麻生区	令和5年12月1日
	15	中原区	令和5年12月22日
浜松市	16	浜松市	令和5年12月4日
京都市	17	山科区	令和5年11月30日
	18	上京区	令和5年11月30日

3. 方法

対面によるヒアリング調査：6 市区町村（東京都台東区、東京都杉並区、東京都武蔵野市、浜松市、川崎市麻生区、川崎市中原区）

Web 会議によるヒアリング調査：12 市区町村（石川県金沢市、石川県珠洲市、福井県大野市、福井県鯖江市、福井県高浜町、大分県宇佐市、大分県国東市、沖縄県北中城村、沖縄県与那原町、沖縄県八重瀬町、京都市山科区、京都市上京区）

4. 内容

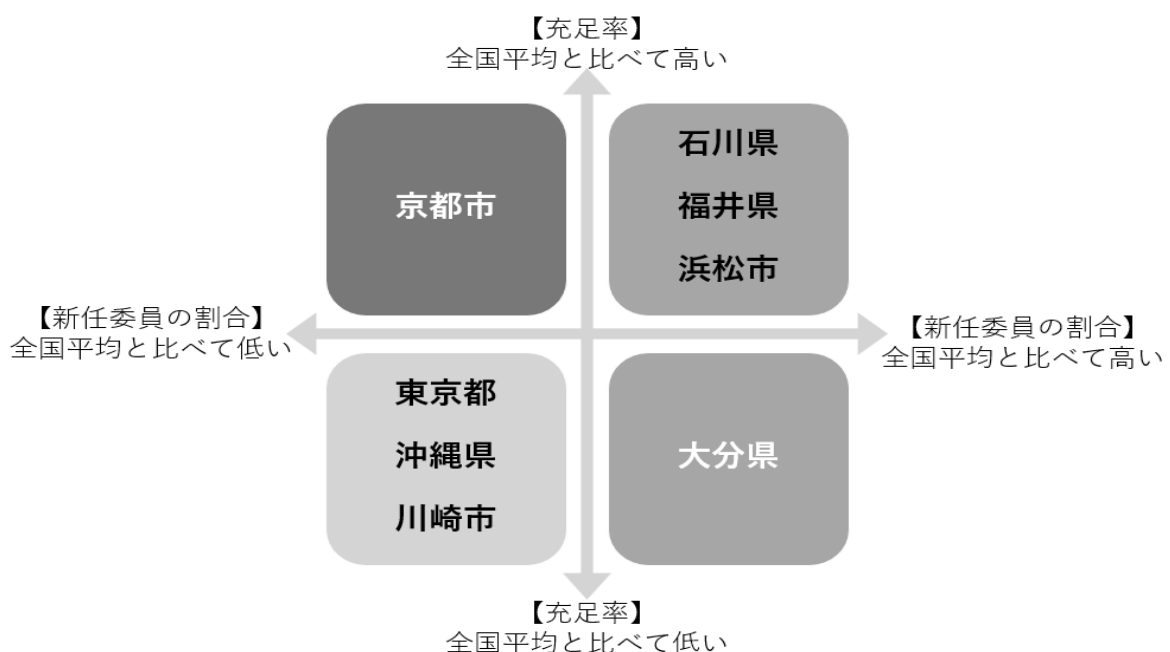
- ① 推薦の仕組みについて
- ② 選任要件について
- ③ 行政や社協から民生委員への依頼事項等について
- ④ 行政から民生委員・児童委員への支援について
- ⑤ 民児協から民生委員・児童委員への支援について
- ⑥ 社協や自治会、地域住民との関わり、周囲からの理解・支援について
- ⑦ 働きながら委員活動をしている民生委員・児童委員への対応について

第2節ヒアリング調査結果概要

1. ヒアリング対象市区町村が所在する都県・市の状況

（1）充足率および新任委員の割合の傾向

ヒアリング対象である市区町村が所在する都県・市を、充足率と新任委員の割合の傾向で区分すると下記図のとおりである。



図表 19 ヒアリングした都道府県・指定都市の充足率および新任委員の割合の傾向

(2) 選任要件（年齢要件・居住要件・その他）

ヒアリング対象である市区町村が所在する都県・市の選任要件を①年齢要件、②居住要件を表にまとめた。

都県・市	推薦の仕組み・選任要件
東京都	①区域担当：新任は 67 歳未満（特例として 70 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例は認めない） 主任児童委員：新任・再任とも 55 歳未満 （特例として新任は 62 歳未満、再任は 65 歳未満） ②担当予定区域または隣接区域におおむね 3 年以上居住（特例として担当区域の実情に精通している場合などは認める）
石川県	①区域担当：新任は 72 歳未満 再任は 75 歳未満 主任児童委員：55 歳未満 （特例として、区域担当、主任児童委員ともほかになりてや適任者がおらず、理由書の提出がある場合には要件以上の年齢でも認める） ②なし
	【金沢市】 ①区域担当：新任は 69 歳未満（特例として 72 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例は認めない） 主任児童委員：新任は 60 歳未満 再任は 70 歳未満 ②なし
福井県	①区域担当：75 歳未満 主任児童委員：55 歳未満 （特例として、健康状態の問題や委員活動に支障のある事由がなく、地区からの委員活動が可能である旨の調書があれば認める） ②なし
大分県	①区域担当：75 歳未満 主任児童委員：65 歳未満 （特例として、ほかになりてや適任者がおらず、民生委員推薦会等からの積極的な推薦があり、市役所が記入する理由書の提出があれば認める） ②なし
沖縄県	①区域担当：75 歳未満（特例として再任のみ 80 歳未満） 主任児童委員：70 歳未満（特例として再任のみ 75 歳未満） ②担当する区域または隣接する区域に住んでいること

都県・市	推薦の仕組み・選任要件
川崎市	①区域担当：新任は 72 歳未満（特例として 75 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例として 77 歳未満） 主任児童委員：新任は 72 歳未満（特例として 75 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例として 77 歳未満） ②相当期間（おおむね 5 年以上）居住していること（特例として、地域の実情に精通しており、区内で転居したなどの理由で居住期間が短い場合は認める）
浜松市	①区域担当：75 歳未満（特例として再任は 77 歳未満） 主任児童委員：75 歳未満（特例として再任は 77 歳未満） ※特例を活用して委員となった方は民児協の役員（会長、副会長等）になることはできない。 ②とくになし。
京都市	①区域担当：新任は 65 歳未満（特例として 69 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例は認めない） 主任児童委員：新任は 55 歳未満（特例として 69 歳未満） 再任は 75 歳未満（特例は認めない） ②担当する地域がある「学区」内に相当期間居住していること（特例として地域の実情に詳しい場合は担当する地域がある学区に居住していなくても認める）

2. ヒアリング対象市区町村の状況

(1) 充足率と新任委員の割合の関係

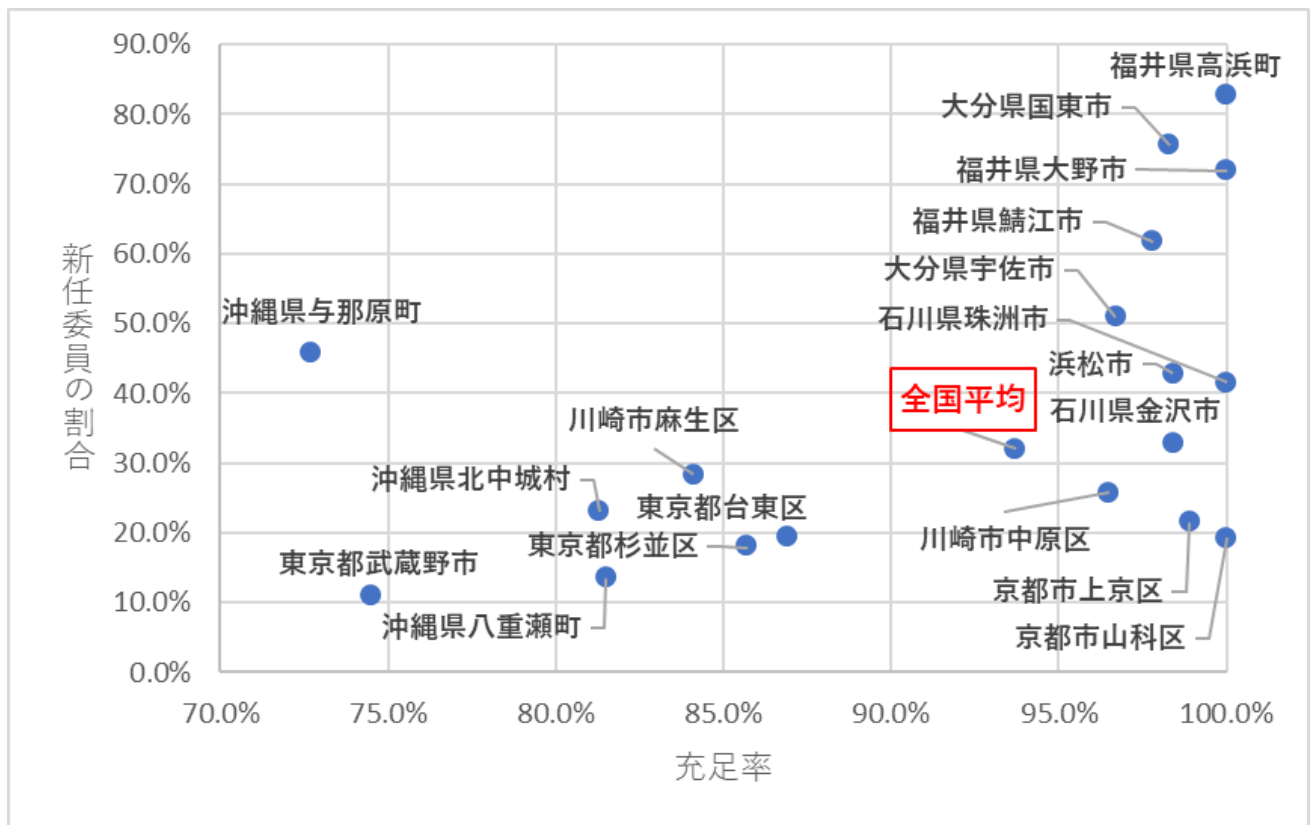
ヒアリングした市区町村における充足率と新任委員の割合の関係をみると、図表 20 のとおりである。

ヒアリングした市区町村のうち、充足率が全国平均よりも高い市区町村は 11 か所あり、うち 8 市区町村が全国平均よりも新任委員の割合が高い。

一方、充足率が全国平均よりも低い 7 市区町村のうち、新任委員の割合が全国平均よりも高い市区町村は 1 か所のみであった。

新任委員が 7 割を超えるといった割合が著しく高い市区町村は、充足率も比較的高い傾向にある。ヒアリングの結果、こういった市区町村は推薦母体が自治会であり、委員選出に際して「選出自治会交代制」をとっている地域が多かった。

※選出自治会交代制：複数の自治会を 1 人の民生委員で担当する場合などに、民生委員を推薦する自治会の順番を事前に決めておく方法。必ず 1 期で交代するなど期数に関するルールを併せて設けている場合も少なくない。

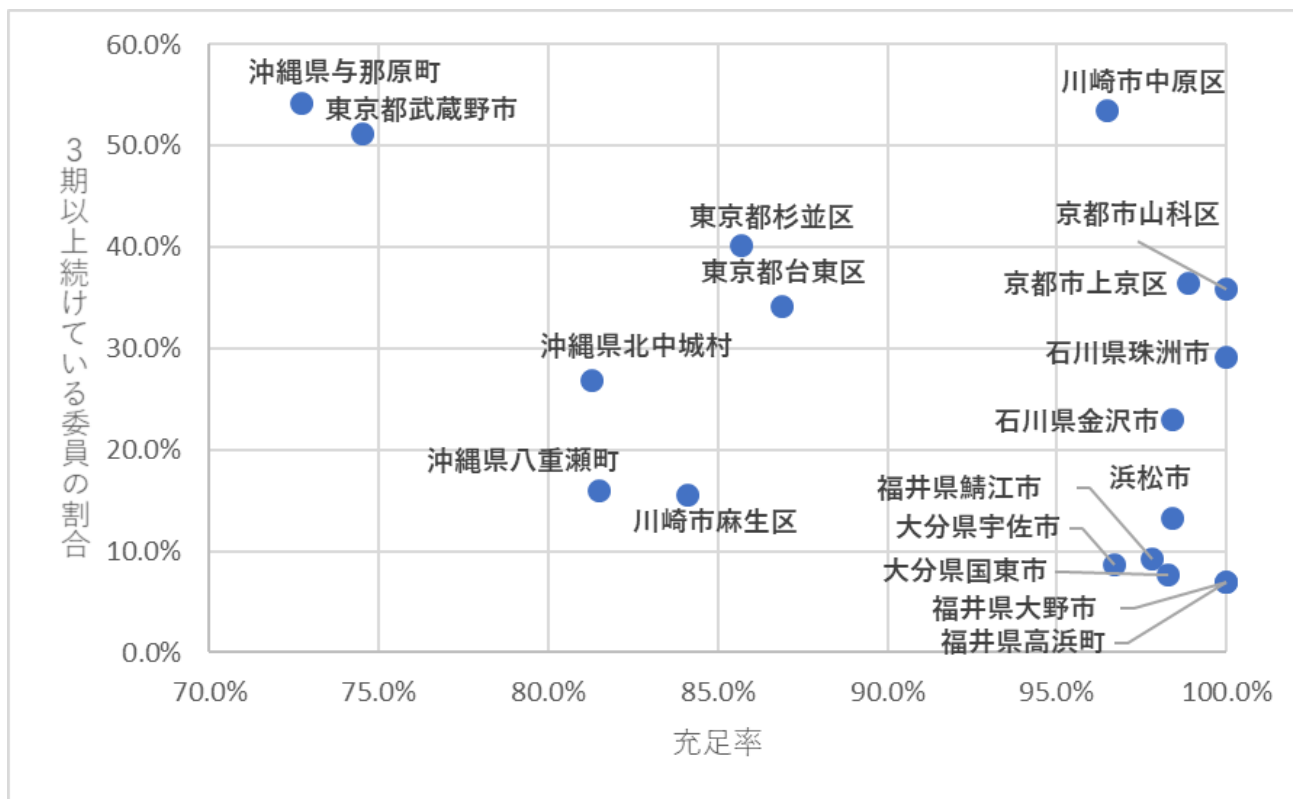


図表 20 ヒアリング対象市区町村における充足率と新任委員の割合の関係

(2) 充足率と3期以上続けている委員の割合の関係

ヒアリングした市区町村における充足率と新任委員の割合の関係をみると、図表21のとおりである。

充足率と3期以上続けている委員の割合にあまり関係は見られない。



図表21 ヒアリング対象市区町村の充足率と3期以上続けている委員の割合の関係

(3) 推薦の仕組み・工夫について

ヒアリングした市区町村における推薦の仕組み・工夫の概要を、①推薦依頼先、②実際に探している人・団体、③推薦がスムーズな地域、④候補者探しの工夫として、下記表にまとめた。

市区町村	推薦の仕組み・工夫
東京都 台東区	①区域担当民生委員：自治会 主任児童委員：連合自治会 ②自治会、退任予定の民生委員など ③自治会組織がしっかりしており、民生委員の重要性をわかっている地域 ④◇自治会から推薦が上がってきた時点で、行政（区民児協事務局）と区民児協会長を中心とした民生委員で面談を行い、不安軽減。 ◇改選期前から単位民児協会長や自治会役員になりて探しの依頼 ◇主任児童委員を年齢要件で退任した方に区域担当になってもらえるよう働きかけ

市区町村	推薦の仕組み・工夫
東京都 杉並区	①町会・自治会（推薦準備会） ②退任する民生委員、単位民児協会長・副会長および委員 ③町会連合会との関係性がよい地域、町会が民生委員について理解している地域 ④◇町会連合会の会議で、行政から民生委員の現状となりて探しについて説明 ◇町会向けのチラシを作成・配布 ◇推薦準備会にはかる前に単位民児協の会長・副会長が面談し、民生委員の活動について説明
東京都 武蔵野市	①特になし（全市的に自治会が存在しない） ②退任する民生委員、現役の民生委員、民生委員 OB ③民生委員と地域の福祉団体等が良好な関係を築けている地域 ④◇行政（民児協事務局）と候補者を推薦した民生委員で、民生委員になってほしい旨の交渉や民生委員活動に関する説明を実施
石川県 金沢市	①推薦準備会 ②退任する民生委員、推薦準備会、自治会など ③とくになし ④◇推薦に関する協力依頼を自治会、公民館、婦人会などに発出。 ◇年1回ある市役所の退職予定職員が集まる説明会で民生委員にならないかとの話と案内チラシを配布 ◇市で設置しているまちぐるみ福祉推進チームや市で活動するボランティア団体などから候補者をあげてもらう
石川県 珠洲市	①自治会 ②退任する民生委員、自治会長 ③比較的高齢化がすすんでいない地域 ④◇自治会長と民生委員と一緒に候補者に活動を説明 ◇主任児童委員の方が比較的なりてが見つかりやすいため、主任児童委員の居住地域の区域担当が退任した場合には、区域担当へ移行してもらえるよう働きかけ ◇普段の地域活動で関わりのある自治会や青年団、婦人会などで候補者となれそうな人がいれば時間をかけてアプローチ

市区町村	推薦の仕組み・工夫
福井県 大野市	①自治会長会 ②自治会長会 ③候補者探しには難航するものの、輪番制のため推薦があがってきている ④◇民生委員として推薦することになった際に、単位民児協会長から活動の説明を実施 ◇行政からは、改選１年半前に区長連合会へ依頼するとともに、改選１年前に公民館にも説明している
福井県 鯖江市	①自治会長 ②自治会長、退任する民生委員 ③顔の広い自治会長や、民生委員が不在であることに問題意識をもつ自治会長がいる地域 ④◇同じ地区がずっと欠員になっている場合は、他地区と統合するなど地区割りの見直しも必要と考えている ◇推薦準備会の事務や主任児童委員の依頼などについては、公民館の協力を得ている。
福井県 高浜町	①自治会 ②自治会長、民生委員 ③改選期前の早い時期から民生委員を探し始めている地域 ④◇継続の意思確認のアンケートを実施し、継続の意思がある場合には必要に応じて行政から自治会へ当該委員の推薦について働きかけ ◇自治会長の集まりの際に行政から民生委員の役割と改選について説明 ◇候補者が見つからない地域について、町行政や町社協から候補者となり得るような地域活動に関心のある方を紹介
大分県 宇佐市	①自治会長 ②自治会長 ③自治会長が民生委員に精通している地域 ④とくになし
大分県 国東市	①自治会長 ②区域担当：自治会長　主任児童委員：市行政 ③とくになし ④◇候補者に対する事前説明の必要性を感じており、行政から自治会長への推薦依頼文書に、「現民生委員とよく相談して推薦してほしい」旨を入れてもらうよう依頼している

市区町村	推薦の仕組み・工夫
	◇複数の自治会で民生委員ひとりの場合は輪番制になってしまいがちな ので、担当区割りの見直しも検討する必要があるのではないか
沖縄県 北中城村	①自治会長 ②自治会長、退任する民生委員、現役の民生委員、社協 ※村の広報誌による募集も行っているが、基本は自治会長からの推薦者 を優先している ③自治会の役員のひとつに「民生委員」が位置付けられている地域 ④◇民児協・行政・社協が参加する民生委員のなりて確保のためのワーク ショップを民児協主催して実施 ◇候補者があがってくると、行政と社協（民児協事務局）で民生委員の 活動や役割説明を行う ◇推薦がなかなかあがってこない地域については、行政から自治会長と 個別にミーティングなどを実施 ◇民生委員から候補者になり得る方の情報があがれば、社協（民児協事 務局）からアプローチを行う
沖縄県 与那原町	①自治会 ②自治会、現職の民生委員、行政職員、赤十字奉仕団、老人クラブ等 ③高齢化がすすんでいない地域 ④◇民生委員候補者としてあがった方に行政と民児協事務局で役割の説明 を随時実施 ◇自治会、民児協、行政関係者に対して行政から呼びかけを行うととも に、赤十字奉仕団や老人クラブなどさまざまな団体の集まりに際して 民生委員の活動の説明となりて探しについて依頼 ◇自治会長が、住民との集まりのなかで民生委員について積極的に話を してくれている
沖縄県 八重瀬町	①自治会長 ②自治会、退任する民生委員、民児協、社協、行政 ③古くから自治会があって地域でのコミュニケーションがとれている地域 ④◇自治会長会において、民児協会長・社協（民児協事務局）・行政から 推薦依頼を実施 ◇再任の意向に関するアンケートを実施し、できるだけ継続してもらえ るようアプローチ ◇候補者に対し、民生委員や行政、社協（民児協事務局）から説明

市区町村	推薦の仕組み・工夫
川崎市 麻生区	①区域担当：自治会　主任児童委員：なし ②区域担当：自治会、退任する民生委員、現役の民生委員、世話人会（推薦準備会のような会） 主任児童委員：民児協 ③自治会長が民生委員について理解がある地域、自治会長の民生委員に対する意識が高い地域 ④◇役所や関係施設パンフレットを設置。パンフレットを見て民生委員をやってみたいと話があった場合には、役所から自治会につないでいる ◇民生委員が退任するなどの情報を改選前年度に行政から自治会に共有 ◇自治会長が候補者に委員活動を説明する用のパンフレットを配布 ◇自治会長の研修などで民生委員の役割や活動を民児協会長から説明
川崎市 中原区	①自治会（一部町内会がないタワーマンションにおいては、当該地域の地域づくりを推進する一般社団法人に依頼） ②民児協役員、現役の民生委員、退任する民生委員、自治会長 ③自治会活動が活発な地域、自治会と民生委員の連携がとれている地域 ④◇とくになりてが見つかりづらいタワーマンションや団地の地域では、「民生委員になりませんか」というチラシを全戸配布 ◇必要に応じて、行政から自治会に対して個別の説明を実施
浜松市	①自治会 ②自治会長、民児協 ③普段から民生委員と自治会のつながりがある地域 ④◇自治会長に民生委員の役割を丁寧に説明し、民生委員の推薦について理解を得た ◇新旧委員の顔合わせと申し送りを単位民児協ごとに実施 ◇候補者には、必要に応じて民児協会長から活動内容等を説明 ◇行政職員の退職時に民生委員にならないかと、行政から声かけを実施
京都市 山科区	①とくになし〔「学区」（京都市における住民自治の地域単位）から推薦〕 ②退任する委員を中心とした民生委員等 ③改選期以外でもなりてを探す意識をもっている地域、日ごろから地域の関係団体や自治会などとの関係づくりを積極的に行っている地域 ④◇なりて探しに難航している場合は、区行政として個別に自治連合会に協力を依頼

市区町村	推薦の仕組み・工夫
京都市 上京区	①とくになし〔「学区」（京都市における住民自治の地域単位）から推薦〕 ②単位民児協会長、退任する民生委員、自治会役員等 ③地域活動が比較的活発な地域、自治意識が強く、民生委員・児童委員について自治会の理解がある地域 ④◇改選の1年ほど前から単位民児協ごとに退任以降を確認し、退任予定者の地域へは働きかけを実施 ◇普段の活動のなかで自治会やPTAと協働する際には、候補者になり得る方を探す ◇学区会長が集まる「会長会」において、行政から民生委員の改選に関する説明を実施

【本項目に関するヒアリングまとめ】

- 推薦依頼先は自治会が多くを占めており、自治会と併せて他の地域活動団体等に協力依頼を出している市区町村もあった。一部では、区域担当委員と主任児童委員の推薦依頼先が異なる例も見られた。
- 実際に探している人が推薦依頼先異なる場合もあり、そういった場合の多くは実際に探しているのは民生委員という例だった。
- 推薦がスムーズな地域として多くの意見があったのは、「地域活動が活発な地域」、「自治会長が民生委員に理解のある地域」であった。
- 候補者探しの工夫は地域によりさまざまであったが、民生委員活動を知ってもらうための取り組みと、現任の委員に対する継続してもらうための取り組みの両方があった。また、地域で活動する団体へのアプローチやタワーマンションへの個別アプローチなど、地域の実情に併せた取り組みもあがった。

(4) 委員の活動環境

ヒアリングした市区町村における民生委員の活動環境の概要を、①行政や社協からの依頼事項、②民生委員・児童委員、主任児童委員への支援、③新任委員への支援、④働きながら活動する委員への対応・支援、⑤委員活動が続けやすいと考えられる環境として、下記表にまとめた。

市区町村	活動環境
東京都 台東区	①証明事務：児童扶養手当の証明はあるが件数は少なく、負担との意見もほとんどない。 他の委員等就任：各種会議の委員就任依頼は多い。会長などの役員や主任児童委員は複数の依頼を受けることもあるため、負担感あり。 ②委員活動費の増額。社協会費の集金や高齢者調査の実施方法の見直し。区全体での定例会の開催や専門部会（主任児童委員のみの部会含む）の設置による委員同士の交流の場づくり。 ③都が行う研修への参加 ④約6割が働きながら活動。被雇用者で常勤の人や非常勤でもフルタイムに近い人は雇用先の承諾書を提出。働いている人が多い主任児童委員部会は夜の方が出席しやすいと意見があり、開催時間を変更。 ⑤◇民生委員・児童委員活動や民児協での関わりを楽しんでいると感じてもらっている ◇普段から気軽に情報共有や交流ができる
東京都 杉並区	①証明事務：件数は少ないが、訪問調査をする必要がある。加えて、金銭が関わってくることと「証明」という点で精神的負担はある。実際には「確認」をしている状況。 他の委員就任：民児協の役員は多くある。 個別避難計画：民生委員も避難行動要支援者へ訪問するなど作成協力をしているが、人数が多く負担は大きいと考える。 ②事務局における民生委員への依頼事項の整理。部会別研修や分野別研修の実施。主任児童委員部会の設置。班体制の活用（一部地域のみ）。 ③区として区域担当民生委員と主任児童委員への新任研修実施。ベテラン委員と新任委員がペアとなりフォロー。地区定例会後に新任向け説明。 ④働いている委員は圧倒的に自営が多い。被雇用者で常勤や非常勤でもフルタイムに近い委員は雇用先の承諾書を提出してもらっている。年間スケジュールを出していることで都合をつけてもらえることが多い。被雇用者のなかには数が少ないが在宅勤務者もいる。

市区町村	活動環境
	⑤◇委員活動の継続にあたって単位民児協の役割は大きい ◇単位民児協内のフォロー体制がある
東京都 武蔵野市	①証明事務：件数は少ない。依頼があれば、事務局に連絡をもらい、証明するかどうかや書きぶりについて相談している。 他の委員就任：民児協の役員になると委員への就任が増える。民生委員に個別に直接依頼があることもある。 調査関係：コロナや特殊詐欺防止の観点から、訪問や電話をしてもなかなか話ができなくなっており、負担が増えている。 災害時要援護者支援：支援者選定のため、民生委員にニーズ聞き取りの協力を依頼。 ②民生委員への依頼は行政（民児協事務局）をとおり、事務局で調整。委員同士の情報交換や交流の場の提供。ハンドブックの作成。社協が行う歳末見舞金の募金集金の個別訪問を廃止。主任児童委員部会の設置。 ③市として新任研修を実施。 ④働きながら活動する委員は増えている印象。被雇用者で常勤や非常勤でもフルタイムに近い委員は雇用先の承諾書を提出してもらっている（3名程度）。会議や研修などの日程調整が厳しい場合もある。ほかの委員との交流が深められず、ひとりで抱え込んでしまわないかとの心配がある。定例会は曜日・時間を固定し、早めにスケジュールを示すようにしている。働きながら活動する委員とそうでない委員の間に齟齬が生まれてしまうこともある。 ⑤◇民生委員は「つなぎ役」であるということを徹底している ◇委員同士の交流の機会をつくる
石川県 金沢市	①証明事務：福祉サービスの利用に関する限定的な証明のみとしたため、件数は減った。 高齢者実態調査：直接訪問して調査する対象の年齢を引き上げる見直しを行ったものの対象者数が増えており、負担は大きい。 地区社協事業：市社協から地区社協への依頼事項が増えているため、地区社協から民生委員への協力依頼が増えている。 ②行政の調査における民生委員が対応する調査対象者の縮小。各種証明に対する民生委員の関与に関する要望。まちぐるみ福祉活動推進員との協

市区町村	活動環境
	力。市独自の活動の手引き作成。重層的支援体制整備事業を活用した相談員の配置。ブロックごとに主任児童委員が集まれるよう助成を実施。 ③市独自で新任の区域担当民生委員および新任の主任児童委員に、それぞれ研修を実施。退任する委員には改選翌年の3月までまちぐるみ福祉活動推進員を担ってもらい、新任委員に引継ぎを実施。 ④約6割が働きながら活動。正規雇用が13%、非正規・パートが26.5% 自営・経営が14.8%。 ⑤◇委員同士の交流の場づくりが有効
石川県 珠洲市	①証明事務：児童扶養手当の証明はあるが、年に1～2件程度で負担との意見はない。 ②民児協事務局において関係機関からの依頼事項を調整。複数自治会をひとりの民生委員が担当している地域では、民生委員がいない自治会に市長が委嘱する「地域福祉推進員」を配置。世帯数に対して面積が広い地域では世帯数に基づく配置基準よりも多い数の民生委員を配置。 ③見守り訪問の最初の1～2回は単位民児協会長が同行。単位民児協会長に相談しやすい関係づくり。 ④委員が若返った結果、働きながら活動する委員が増えた。会社や上司の理解がないと活動を続けることは難しい。「消防団協力事業所表示制度」のような制度を民生委員でも導入できないか。 ⑤◇最初から最低でも2期ぐらいはやっていただきたいとお願いしている
福井県 大野市	①他の委員等就任：単位民児協の役員になると付随するあて職が多くあり、負担。市の各会議の設置要綱などに民生委員の代表と記載があるものもあり、増えていく傾向にある。 調査・配布：頻繁にある。とくに対象者一人ひとりと話をする必要があるものは、多くの時間を要する。 行事への動員：各種行事やセレモニーの実施にあたって民生委員に動員依頼があることも多い。 ②活動費の増額。あて職・会議参画・行事への動員に関する負担軽減をはかるための検討。主任児童委員の定例会を実施。 ③定例会で活動の課題や悩みを共有、意見交換する時間の設定。必要に応じて単位民児協会長・副会長が行政と相談。 ④5割以上の委員が働きながら活動しており、被雇用者は有給休暇を取得して活動することもある。対策をとらなければならないと感じている。

市区町村	活動環境
	⑤◇委員活動の負担も軽減されるとともに、喜びが得られるような環境、気づきを意識的に出していくこと
福井県 鯖江市	①他の委員等就任：民児協の役員は行政からの委員会出席依頼が多い。社協や公民館のあて職で会議等への出席を求められるものも多い。 避難行動要支援者名簿の作成：自治会長中心にすすめてもらうこととしているが、複数の自治会を1人の民生委員が担当する場合には、複数の会議に参加することになり、負担が大きい。 ②社協からの委嘱を受けた福祉委員によるサポート。定例会への包括支援センター職員等の専門職の参加。 ③定例会における困難事例の共有や活動記録の書き方の研修。研修会や勉強会の実施。各活動について、活動記録のどの項目にあたるかを伝達。 ④定例会の開始時間を夜7時からに設定。時間も2時間以内としている。
福井県 高浜町	①証明事務：あまり知らない住民の証明は負担が大きいと考えられるが、件数が少ないため、意見としてあがってくることは少ない。 他の委員等就任：行政からの委員等就任依頼が多く負担となっていると考えられる。 地域会議の調整役：地域の高齢者の状況共有のための会議の調整役を民生委員が担っている。複数の自治会をひとりの委員が担当している場合は負担もあるのではないかな。 ②活動費の増額。行政が設置する委員会への委員就任について見直し。民児協・社協（民児協事務局）・行政の連携強化。 ③町で活動記録の書き方や分野別研修を実施。役員となった新任委員には会議前にとくに丁寧に説明。行政や社協に相談しやすい環境づくり。 ④働きながら活動する委員は徐々に増えている印象がある。定例会欠席の場合は、資料を渡すとともに口頭で会議の内容を伝えている。平日の活動について参加が難しい人は参加できなくてもと伝えているが、参加できないことに申し訳なさを感じている委員もいる。 ⑤◇活動のよさを伝え、それに共鳴してもらえる環境づくり

市区町村	活動環境
大分県 宇佐市	①証明事務：全く知らない世帯に関する内容について、印鑑を押して証明することの精神的負担はある。 他の委員等就任：市民児協の正副会長は会議等の委員の役は多いが、新規の就任依頼は基本的にない。 ②委員活動費の増額。定例会への市民児協事務局の出席。主任児童委員活動紹介チラシの作成。 ③各单位民児協の定例会における行政からの活動記録の書き方研修。 ④フルタイムで働く委員のみ、推薦時に承諾書の提出あり。 ⑤◇1期で辞めると、委員活動がわかってきたところで交代になってしまうので、できれば3期程度やっていただくことがよいと考えている
大分県 国東市	①証明事務：保育所入所のための就労証明やひとり暮らし高齢者の施設入所に関する意見書、生活保護の意見書などがある。ただし件数は少なく、多くて年に2件程度。 ②市独自で活動費の増額。活動の手引きの作成。社協および行政の地区担当が単位民児協の定例会に参加。主任児童委員の意見交換会の開催。 ③県が実施する研修へ参加。定例会時に質問や困りごとを話し合う時間をつくる。これまでの事例をもとに行政の担当課一覧を作成。前任の委員とともに見守り対象世帯を訪問し引継ぎを実施。 ④働きながら活動する委員も多く、とくにパートタイムは多い。常勤の被雇用者は会社からの承諾書を提出してもらっている。定例会への参加が難しい場合もある。 ⑤◇民生委員同士のコミュニケーション ◇候補者推薦時の民生委員の関与
沖縄県 北中城村	①証明事務：児童扶養手当の証明は増えているように感じる。事実婚の証明依頼が来ることもある。 フィードバックがない：行政機関から地域の世帯の状況確認や訪問の依頼がきて、訪問し状況を伝えることがあるが、フィードバックがなくて戸惑うことがある。 ②活動推進費の増額。定例会後に自治会長との意見交換の実施。行政や社協に相談しやすい雰囲気づくり。 ③活動記録に関する研修や事例検討の実施。定例会で活動の困りごとについて話し合う時間を設ける。

市区町村	活動環境
	④比較的若い年代が多いため、働きながら活動している委員も多い。推薦時に勤務形態の確認はしている。スケジュールは早めに提示している。 ⑤◇楽しく民児協活動ができる雰囲気づくり ◇民生委員としてやりがいを実感できたり、地域の人から声をかけてもらえる
沖縄県 与那原町	①他の委員等就任：会長等の役職者は、一定数の委員等就任依頼あり。 ②地域住民からの相談のつなぎ先の情報を提供。定例会に参加するなど行政に相談しやすい雰囲気づくり。民児協・行政・社協の連携体制構築。 ③民児協会長・副会長による新任フォロー。定例会後にグループに分けて意見交換の時間を設定。 ④定例会欠席者は資料を手渡しして説明するなどのフォローを実施。困ったときには個別に連絡をもらえるような関係づくり。 ⑤◇行政あるいは社協と民児協、地域団体・各種団体など、地域のつながりが重要
沖縄県 八重瀬町	①証明事務：「証明」することに負担を感じる委員もいるため、「調査報告」という言い方や書式に変更した。 ②定例会は曜日・時間固定としている。研修会を定例会と併せて開催。自治会や老人クラブも参加する「地域支え合い委員会」を設置し、地域で協力しあう体制づくり。行政担当者による研修の実施。行政・社協・民児協の連携体制構築。 ③活動記録の研修を実施。部会を設置し、部会の先輩委員に相談しやすい環境づくり。活動強化方策をふまえた活動。 ④定例会開催日を固定し、参加しやすいようにしている。定例会欠席時には、資料を渡すとともに事務局から説明を行う。働いている委員は、会社の承諾を得ている方が活動しやすいと考えており、必要に応じて行政等から会社への説明を行っていきたいと考えている。 ⑤◇行政や社協、専門職に相談しやすい環境 ◇楽しく活動できるような民児協運営

市区町村	活動環境
川崎市 麻生区	①他の委員等就任：民児協の役員になると他団体の委員への就任依頼等が多く、負担は大きい。 調査に関する依頼：高齢者ひとり暮らし調査の担当世帯数が100軒以上となった地域があり、定数の見直しを行ったことがある。近年は、調査を郵送で実施し、返ってこなかった世帯のみを訪問することになった。 集金関係：共同募金の集金に加えて集計も民生委員がやっている地区もあり、負担となっている。 ②民児協の要望に応じて定数の見直しを随時実施。行政が単位民児協定例会に参加。主任児童委員部会の設置。 ③定例会後に研修や不明点などの個別説明を実施。定例会時にグループ討議や事例検討の実施。 ④働きながら活動している委員は多い。できる限り定例会には出席してもらえよう、年間スケジュールは早めに提示するようにしている。
川崎市 中原区	①証明事務：件数は少ない。「証明する」というとハードルが高いので、「確認した」ことを示すものとしている。 他の委員等の就任：民児協会長は他の委員等の就任依頼が多く、忙しい。 集金関係：地区社協の賛助会費の集金が負担という声は多い。 ②市として「民生委員・児童委員活動の環境整備に向けた取り組み検討会」を実施。活動費の増額。活動の手引きの作成。活動強化方策にもとづく民児協活動の実施。協力員を設置（一部地区のみ）。主任児童委員活動の支援。主任児童委員部会の設置。 ③定例会で相談しやすい、質問しやすい雰囲気づくり。 ④働きながら活動する委員は増えている印象がある。定例会は曜日・時間固定で実施。研修会に出られない委員もいるので、定例会で研修の内容の共有している。 ⑤◇活動のやりがいを感じられることが重要 ◇自治会と連携ができていること

市区町村	活動環境
浜松市	①証明事務：件数は少ない。就学支援金に関する証明を行う際に対象世帯から訪問が拒否される場合もあり、地区によっては、対象世帯に支援情報を載せた通知を出し、相談があれば民生委員に連絡をしてもらうこととしている。内縁の証明依頼がたまにあるが、断っている。 依頼側からの説明：民生委員へ依頼する場合には、依頼する側が民生委員に内容や依頼理由を丁寧に説明することが重要。 ②対応すべきでない依頼は民児協組織として断っている。活動の手引きの作成。つなぎ先の一本化。活動費の増額。主任児童委員研修を年2回実施。 ③単位民児協会長や先輩委員に相談しやすい雰囲気づくり。地区によっては懇親会の実施。 ④定例会は曜日固定や夜間開催など地域の状況に応じて開催。不定期開催の研修は早めに周知。消防団の活動などは職務免除となる企業もあり、有給等ではなく職務免除で参加できるとよい。国等で企業に対する省令の仕組みづくりを希望。
京都市 山科区	①証明事務：件数が少ないため、業務量が負担という声はない。一方で、「証明事務」という名前への抵抗感や精神的な負担感はある。 ②市行政および市民児連でなりて確保のための取り組みに関する検討会設置。市行政として市民児連事務局に支援員1名を配置。委員同士の交流の場づくり。事務局に相談しやすい関係づくり。 ③区として新任委員向け研修を実施。 ④改選のたびに少しずつ増加している印象。働きながら活動する委員とそうでない委員の間に溝が生まれることがある。 ⑤◇委員同士の交流の場は重要 ◇他の単位民児協の民生委員・児童委員との意見交換で自らの活動のよいところなどを再確認できる
京都市 上京区	①証明事務：証明できるものを明確にしており、件数も少ないので負担との意見はあまりない。 他の委員等就任：区の会議だけでなく各地区で個別に依頼されているものもある。 ②老人福祉員（高齢者見守り訪問ボランティア）との協力。委員同士の交流の場づくり。主任児童委員が所属する部会の設置および研修の実施。

市区町村	活動環境
	③区として新任委員を対象とした研修を3回実施。 ④フルタイムで働く単位民児協会長もいる。会議や定例会を夜に実施したり、簡単な伝達事項にはLINEを活用する民児協もあり。 ⑤◇民生委員・児童委員の意義や必要性を理解し、やりがいを実感できる ◇単位民児協内の風通しが良かったり、相談しやすい環境

【本項目に関するヒアリングまとめ】

- **行政や社協からの依頼事項**については、証明事務はその呼び方や「証明」することへの心理的な負担は複数の自治体であげられたものの、件数が少ないために負担としては大きくないとの回答がほとんどであった。一方で、高齢者を対象とした調査などは高齢化で対象者が増えていることなどにより、その負担感が複数の自治体であげられた。
- **民生委員・児童委員への支援**については、協力員制度（名称は地域により異なる）や民生委員活動内容の整理、事務局による相談支援体制などがあげられた。また、活動費を独自で増額している市区町村も複数みられた。
- **主任児童委員への支援**については、主任児童委員のみの部会の設置や主任児童委員を対象とした独自研修といった回答があがった。町村部においては、主任児童委員の人数が少ないため、独自の部会や研修を実施しているといった内容はほとんど見られなかった。
- **新任委員への支援**については、新任委員を対象とした独自研修の実施や事務局・関係機関に相談しやすい環境づくりといった回答があった。また、単位民児協でのフォロー体制について多くの市区町村で回答があり、その重要性がうかがえた。
- **働きながら活動する委員**については、多くの市区町村で増えてきているとの回答があった。対応・支援として会議開催時間の検討や年間スケジュールの早期提示などの回答があったものの、働きながら活動する委員とそうでない委員の間の齟齬などの課題を感じている市区町村もあった。
- **委員活動が続けやすいと考えられる環境**については、民児協内の風通しのよさや、活動のなかでやりがいや楽しさを感じられること、委員同士で情報交換できる場の重要性をあげる市区町村が多かった。

第3章 総括および提案

第1節 総括

- ◇ 今回ヒアリングを行った地域は、いずれも民生委員のなりて確保や委員活動継続のためにさまざま取り組みを実施していた。これは、ヒアリングを実施した市区町村以外の全国の市区町村でも同様と思われる。
- ◇ ヒアリングした市区町村の取り組みは全国の市区町村でも参考としていただけると考えているが、自治体の規模や地域性、推薦の仕組みや選任要件などにも大きく左右されるため、一概にすべての市区町村で充足率上昇や委員の活動継続に効果がある取り組みとして受けとめることは難しいことにご留意されたい。
- ◇ 一方、今回のヒアリングでは、「推薦がスムーズな地域の特徴」や「委員活動を続けやすい環境」について、市区町村を問わず、回答の結果から比較的共通の傾向がみられたものがある。具体的には、以下のとおり。

【推薦がスムーズな地域としてあげられた地域の特徴】

- 自治会や地域の関係機関が民生委員の意義や活動、必要性を理解している地域
- 民生委員と自治会が日ごろから連携している地域
- 地域活動が活発な地域
- （比較的）高齢化がすすんでいない地域

【委員活動を続けやすい環境としてあげられた内容】

- 民児協内の風通しがよい、相談しやすい関係性である
 - 地区内に限らずさまざまな委員と情報交換ができる
 - 活動のなかでやりがいや楽しさを感じられる
- ◇ これらをふまえ、民生委員・児童委員のなりて確保のために有効と考えられる取り組みについて、その主体を「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」の4つに分けて下記に示す。

第2節 提案

1. 国で取り組むこと

(1) 各省庁に対する民生委員活動の理解促進

- ◇ 今回のヒアリングでは、とくに推薦母体が自治会である市区町村において、自治会に民生委員の意義や活動を知ってもらうことが重要との話が多くあった。
- ◇ 推薦において自治会に依頼する地域が多い現状をふまえると、自治会を所管する総務省の理解は必須。厚生労働省およびこども家庭庁の責任において民生委員・児童委員活動の意義や内容を理解してもらうよう取り組むとともに、省庁間の情報共有や連携強化をすすめながら、総務省からも市町村行政等に対する働きかけや必要となる情報発信を行っていく必要があると考えられる。
- ◇ そのほか、主任児童委員の候補者探しのキーとなるとの意見もあった PTA を所管する文部科学省、内閣府災害対策担当や孤独・孤立対策担当、消費者庁、また厚生労働省・こども家庭庁の所管課以外の部署も含め、民生委員・児童委員活動のなかで関わる可能性のある各省庁・担当に理解してもらえるよう、厚生労働省およびこども家庭庁の担当課からの積極的な働きかけや情報発信が必要である。

(2) 安心して活動できる環境づくり

【民生委員・児童委員活動費の増額】

- ◇ 見守り対象世帯数の増加やガソリン代や通信費等の値上がり、また、1集落あたりの世帯数減少に伴い、広い範囲をひとりの民生委員で担当したりといった、社会情勢や民生委員をとりまく環境の変化に伴い、民生委員の活動に関する支出が増加している。
- ◇ 活動費については、地方自治体が独自に増額している場合などもあるが、同じ民生委員活動に対する公的負担の全国差は広がっている。
- ◇ 現状をふまえ、民生委員・児童委員が財政的な心配をすることなく安心して活動できるよう、国として地方交付税の算定基準額を増額すべき。

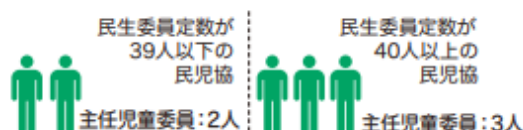
(3) 配置基準／年齢要件が参酌基準であることの積極的な周知

- ◇ 民生委員の定数は、民生委員法第4条において、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、区域ごとに都道府県・指定都市・中核市の条例で定めるとされている。厚生労働大臣の定める基準（参酌基準）は図表22のとおり。

■ 民生委員・児童委員の配置基準



■ 主任児童委員の配置基準



図表 22 民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準

- ◇ 民生委員の配置基準は世帯数を基準としているが、とくに過疎地域においては、集落ごとの世帯数が減る傾向にあり、世帯数を基準とすると担当地域の面積が広くなる傾向にある。今回のヒアリングでも、複数の市区町村で、担当地域の面積が広域になることからくる課題や負担に関する指摘があった。
- ◇ また、日本のひとり暮らし高齢者は、増加傾向にある。ひとり暮らし高齢者は民生委員の見守り対象となっている地域が多く、地域の世帯数は変わっていても、見守り対象となる世帯数が増加している地域もある。
- ◇ 一方で、地域によっては世帯数に対して見守り対象となる世帯が少ない場合もあり、地域の世帯数の多寡のみでは活動の負担がはかれない状況もある。また、民生委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により定められており、「民生委員・児童委員選任要領」（厚労省雇用均等・児童家庭局長／社会・援護局長通知）に留意のうえ適任者が得られるよう特段の配慮をすることとされている。
- ◇ とくに年齢に関する要件については、都道府県・指定都市・中核市ごとに地域の実情に合わせた運用が図られているところである。
- ◇ 今回のヒアリングにおいては、年齢要件に対する捉え方は地域によってさまざまであり、健康状態への配慮や民生委員の気もちとしての定年が存在することの重要性を指摘する市区町村もあれば、地域の高齢化によって委員が見つかりにくい現状を話す市区町村もあった。
- ◇ 配置基準および年齢要件について、いずれも地域ごとに考え方はさまざまであり、地域の実情に合わせて地方自治体において柔軟に対応していくことが必要である。

- ◇ 配置基準も年齢要件も国において示されるのは参酌基準であり、都道府県・指定都市・中核市の裁量で変更できるにもかかわらず、都道府県・指定都市・中核市の担当者等によっては、そのことの理解が不十分である場合もある。
- ◇ あらためて国からも配置基準や選任要領に示す要件が参酌基準であることを示すとともに、必要となる定数とともに年齢要件の設定について地域の実情に応じて適切に対応するよう周知を図るべき。

(4) 企業への働きかけ

- ◇ 今回のヒアリングでは、多くの市区町村で働きながら活動する委員が増えており、被雇用者も少なくない。
- ◇ 日本では年々、就労している人が増えており、民生委員のなかで多くを占める女性や 60 歳以上の就労率はとくに上昇している。このことから、今後も働きながら活動する委員は増えることが想定される。
- ◇ 働きながら活動する委員にとって会社や上司、同僚から活動に対して理解を得ることは大変重要であり、必要不可欠な事項である。
- ◇ 企業の地域貢献、社会貢献が注目されているなか、民生委員が地域福祉の推進において重要な役割を果たしていることをアピールすることで、企業が地域に貢献する民生委員活動・民児協活動へ協力する姿勢を示すよう積極的に勧奨することが必要である。
- ◇ 例えば、従業員が民生委員である場合について、民生委員活動の時間を職務免除とすることや、民生委員活動でボランティア休暇を取得できるなどといった具体的な協力方法を積極的に発信するなども考えられる。

(1) 実情に合った配置基準や選任要件の検討

- ◇ 上記「1. 国で取り組むこと」の(3)で示したとおり、配置基準および選任要件は都道府県・指定都市・中核市で定めることができるものである。
- ◇ 各地域の実情をふまえた設定ができるよう、必要に応じて検討することが必要。また、検討する場合には各地域の民児協の意見を聴く機会を設けるべき。
- ◇ なお、とくに定数については、世帯数のみを考慮して設定すべきものではなく、民児協の考えや民生委員活動の状況をふまえて、配置基準となる世帯数の見直しは実施しないとしても、定数自体は定期的な見直しが必要と考えられる。

(2) なりて確保への主体的な取り組み

- ◇ 民生委員・児童委員は厚生労働大臣委嘱であるが特別職の地方公務員という位置づけであり、都道府県・指定都市や市区町村といった地方自治体におけるなりて確保への主体的な取り組みは必須である。第1章第1節でもふれた「民生委員・児童委員選任要領」でも下記のとおり述べられている。

【民生委員・児童委員選任要領】

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
 - 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
 - 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行う NPO 法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。
- ◇ なお、国においては令和6年度から生活困窮者支援等のための地域づくり事業を拡充し、「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」に関する予算を新設している。民生委員が活動しやすい環境の整備やなりて確保に向けた都道府県・指定都市・市区町村の取り組みに補助をするものであるため、なりて確保の各種取り組み実施の際には積極的に活用することも考えられる。

【推薦方法の多様化の検討】

- ◇ 現在、自治会を推薦母体とする市区町村が多いが、自治会加入率が低下し、地域のつながりが希薄化するなかにおいて、自治会へ推薦を依頼するのみでなりてが確保できる状況ではなくなっている。
- ◇ 今回のヒアリングでは、PTA や老人クラブ、青年会などの団体と地域でともに活動するなかで候補者を探しているとの回答が多く、市区町村からあった。普段からともに地域活動を行っている団体に所属している人は、民生委員・児童委員について理解があることが多い。
- ◇ これまで同様に自治会を推薦母体とする場合でも、他の関係機関へは協力依頼を出す、候補者がいるものの自治会とつながっていない場合は行政や民児協事務局が自治会とつなぐ、行政や社協が関わった地域住民で地域活動に関心の高い方を自治会に紹介するなどの方法が考えられる。
- ◇ また、地域の実情をふまえて、推薦準備会を設置して地域の多様な関係機関・住民の協力のもと、なりて確保に取り組むことも考えられる。
- ◇ なお、推薦母体を自治会としている市区町村には、民生委員を「自治会加入者に限っている」市区町村と、「民生委員の自治会加入有無は問わない」市区町村がある。自治会加入率が下がりつつあるなか、自治会に加入する住民のみを対象として民生委員を探すことはますます困難となっているのではないかと。自治会に入っても民生委員に興味がある方、地域に貢献したいと考えている方は一定数いると思われる。
- ◇ 自治会関係者のみで民生委員候補者を探していると、結果的に自治会加入者のなかから探す構造になってしまっている場合もあると考えられることから、地域の多様な関係機関・住民の協力のもとになりて確保に取り組むことが重要と考える。

【自治会等の候補者推薦母体への丁寧な説明】

- ◇ 市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、民生委員候補者の推薦依頼先（複数回答）として自治会をあげる市区町村は 7 割を超えている。
- ◇ しかし、自治会長が毎年交代するといった地域もあるなか、民生委員への理解が薄い自治会長も少なくない。
- ◇ また一部ではあるが、現役の民生委員に継続の意思があるにもかかわらず、確認をとらないままに自治会からは他の地域住民を民生委員として推薦されたなど、民生委員と自治会の連携不足と考えられる事例もある。
- ◇ 今回のヒアリングでは、自治会や地域の関係機関・福祉団体が「民生委員について理解している」ことや「民生委員と自治会の連携がとれている」ことが、民生委員の推薦がスムーズな地域の特徴としてあげられた。

- ◇ 自治会長等の候補者を推薦する方が民生委員・児童委員活動を理解していることで、民生委員・児童委員に適任な方を選ぶことができるとともに、民生委員・児童委員と自治会の連携もとりやすくなると考えられる。
- ◇ 自治会の担当課と連携をとり、自治会長が集まる機会に行政から民生委員について説明をする、自治会長を対象とした研修などに民生委員に関するプログラムを入れる、とくに必要と考えられる場合には行政から個別に自治会長にアプローチするなど、自治会の民生委員に関する理解を促進するための取り組みを行うべき。
- ◇ 併せて、自治会に民生委員の推薦を依頼する際には、現任の民生委員や単位民児協会会長など、民生委員関係者と相談するよう伝えるべき。

【民生委員活動に関する理解促進のための主体的な取り組み】

- ◇ 前述のとおり、今回のヒアリングで、自治会や地域の関係機関・福祉団体が「民生委員について理解している」ことが民生委員の推薦がスムーズな地域の特徴としてあげられたことから、民生委員活動の理解促進を図ることが大変重要とわかる。
- ◇ 地方自治体として、各地の民児協と連携しながら、積極的に民生委員活動に関する理解促進のための広報に取り組むことが必要である。

(3) 民生委員の困りごとの相談先の整備

- ◇ 民生委員は「住民の身近な相談相手」であり「つなぎ役」であるが、住民からの相談内容によってはつなぎ先がわからず、抱え込んでしまったり、休日の緊急時等に対応してもらえなかったりといったことも少なくない。
- ◇ 民生委員の負担軽減のためにも、つなぎ先に困ったとき、緊急対応が必要になったときなどの相談先を、各市区町村において地方自治体として整備することが必要。
- ◇ また、都道府県・指定都市においては、市区町村における相談先の整備を支援するとともに、都道府県・指定都市としての対応が必要な事項については、積極的に対応することが必要。

(4) 業務の見直し

- ◇ 従来から、いわゆる「あて職」が民生委員の負担となっていることが課題としてあがっていたが、今回のヒアリングでもほとんどの市区町村において、行政で設置される会議や行政関係団体における委員就任が少なくないことが分かった。併せて、行事への動員なども、負担のひとつとしてあがっている。
- ◇ 働きながら活動する委員が増えるなか、会議や行事などの決まった時間に参加しなければならない活動が多くあることは活動の負担感の一因となる。

- ◇ 民生委員にとっても参加することで学びや活動推進につながるといった会議や行事もある一方で、とくに、民生委員活動との関係が薄い・わかりにくい活動は、参加する委員にとって、より負担感が大きいと考えられる。
- ◇ 実情を把握し、民生委員・児童委員活動と関係の薄いものなどは、各地方自治体が庁内で必要に応じて整理すべき。併せて、民生委員への依頼については、地方自治体が間に入り、民生委員活動との関係やその負担感などをふまえて、民児協と相談しながら引き受けるかどうかを丁寧に検討すべき。

(5) 研修や情報交換の場の充実

- ◇ 今回のヒアリングでは、「地区内だけでなく、さまざまな委員と情報交換ができる」ことが委員活動を続けやすい環境のひとつにあげられた。民生委員同士で相談し合える関係、仲間づくりは民生委員を継続することにつながる。
- ◇ また、ヒアリングでは、新任委員への支援として「新任委員向けの研修の実施」も多くあげられた。主任児童委員対象や新任委員対象などの単位民児協で開催することが難しい場合もある対象者別研修の実施は、都道府県・指定都市や市区町村の範囲で実施することが望ましい。
- ◇ 都道府県・指定都市や市区町村において、民生委員・児童委員の実情に即した研修機会の確保が重要。なお、その際には平成24年度に全民児連が発行している「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」を参考とされたい。
- ◇ 併せて、自らが所属する単位民児協以外の委員と活動を共有したり、困りごとを相談し合ったりといった、委員同士の情報交換ができるような機会の確保にも取り組んでいただきたい。

(6) 単位民児協運営の支援

- ◇ 全国モニター調査によると、単位民児協の事務局を「会長等の役員（個人）」が担っている場合が、36.0%であった。
- ◇ 民生委員が活動しやすい環境づくりに際しては、単位民児協が委員を支える役割を十分に発揮できる必要があり、円滑な民児協運営のためには、民児協内の関係性づくりと組織としてのシステムづくりが重要である。
- ◇ 市区町村においては、各種事務を含む単位民児協の運営支援、また単位民児協ごとで実施する研修や事例検討、情報交換の場づくりに必要な各種支援（助成など含む）、また単位民児協会長や副会長を対象とした民児協運営や新任委員の育成に関する研修の実施など、単位民児協の運営支援に取り組むべき。

- ◇ また、都道府県・指定都市においては、各制度等の積極的な情報提供や都道府県・指定都市域で実施することが望ましいと考えられる各種民児協への支援、広報等の活動について積極的に取り組むことが望ましい。

(7) 欠員地域への対応

- ◇ 市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、充足率が 100%の市区町村は 35.7%であり、そのほかの市区町村においては、人数の多寡はあるものの欠員が出ている状況である。
- ◇ 今回のヒアリングにおいて、一度欠員となった地域はその後欠員が続く傾向にあると回答した市区町村もあり、欠員地域への積極的なアプローチは必須と考えられる。
- ◇ 市区町村においては、欠員地域の推薦母体へアプローチする、欠員が多いエリアの住民を対象に民生委員活動の啓発を行うなど、欠員地域への個別対応等が求められる。
- ◇ 併せて、現に欠員である地域に対しては、担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員や民児協への活動費の支給、行政が民生委員活動の一部を代替する、複数人で地域を担当する複数担当制や班方式導入の提案など、欠員地域への支援を行うことが求められる。

(8) 企業への働きかけ

- ◇ 「1. 国で取り組むこと」の(4)でも延べたとおり、働きながら活動する委員が増えるなか、都道府県・指定都市、市区町村としての企業の協力を得るための働きかけも重要となっている。
- ◇ 働きながら活動する民生委員にとって、就労している企業や上司からの活動への理解は欠かせないものである。
- ◇ 行政として商工会議所などの地域の経済団体などをおして民生委員活動への理解を求めることで、民生委員活動をしやすい職場環境づくりを推進することなどが考えられる。
- ◇ また、従業員に民生委員がいる企業を入札実施時の加点対象とすることなども考えられる。

(9) 事務局機能の強化

- ◇ 市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、市区町村民児協事務局の所在について、「行政が担当」(67.1%)、「社協が担当」(28.0%)「その他」(4.9%)となっている。
- ◇ 同調査で市区町村民児協事務局の職員数（専任職員＋兼任職員）を聞いたところ、「1人」が39.9%で最も多く、ついで「2人」(31.2%)、「3人」(13.6%)と続いている。
- ◇ また、日本福祉大学の小松理佐子氏の「民生委員・児童委員の実態に関する調査報告書」(2020～2023 年度科学研究費補助金基盤研究、2024)によると、市区町村民児協事務局を対象としたアンケートにおいて「事務局機能向上のために必要なこと」(3つまで)を聞いたところ、最も多かったのが「事務局を担当する職員の資質を高める研修等」(49.0%)、次いで「事務局が円滑に執行できるような業務マニュアルなど」(48.3%)、「業務の負担を軽減できるような業務改善」(48.1%)となった。
- ◇ 「2. 地方自治体で取り組むこと」の(1)～(8)に示す各事項の実現には、行政と民児協がともに取り組むことが必須であり、そのためにも民児協の事務局機能の強化は欠かせない。事務局職員の資質向上のための研修や業務のマニュアル化、業務改善の検討、事務局職員の増員等も含む体制強化などについて取り組むべき。

3. 各地の民児協で取り組むこと

(1) 委員が活動しやすい環境づくり

- ◇ 今回のヒアリングでは、「民児協内の風通しがよい、相談しやすい関係性である」が委員活動を続けやすい環境のひとつにあげられた。民生委員同士で相談し合える関係性や民児協の雰囲気づくりは、民生委員を継続することにつながる。
- ◇ ベテラン委員と新任委員でペアを組んで活動の悩みなどを相談できるシステムをつくる、少人数で困りごとを相談し合える時間をつくる、定例会で困難な課題について事例検討を行うなど、困りごとを抱え込まない関係づくりに取り組むことが必要である。

(2) 働きながら活動する委員への理解

- ◇ 働きながら活動する委員は増える傾向にあり、また、介護や育児などをしながら活動する委員も少なくない。

- ◇ 単位民児協内でも民生委員の状況はさまざまであり、一人ひとり活動できる時間や得意分野が違うことをお互いに理解しあい、補い合う関係を意識しながら相手への思いやりをもつことが大事である。

(3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し

- ◇ 上記のとおり、単位民児協に所属する民生委員の状況はさまざまである。
- ◇ また、時代の変化のなかでスマートフォンや LINE などのコミュニケーションアプリといった手軽にやりとりができるツールもでてきている。
- ◇ LINE などを活用しながら、定例会を情報共有だけの場として開催するのではなく、事例検討や困りごとの共有・アドバイスなどの時間とするなど、状況に応じて適切な手段を活用しながら、時間を有効に使うことで、委員が活動しやすい環境づくりに努めることが必要である。

(4) 水平型組織としての単位民児協運営

- ◇ 単位民児協はすべての委員が対等な立場で活動に参加する水平型の組織である。
- ◇ 単位民児協の会長には、日ごろから単位民児協活動全体を把握し、各委員と理解し合い、合意できる目標を示すリーダーであることが期待される。
- ◇ 単位民児協に所属する委員が全員参加し、お互いを尊重しつつ意見を言い合える雰囲気づくりをめざすことが必要。
- ◇ その際には、全民児連が発行する「単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）」なども、適切な単位民児協運営考える参考となる。

(5) 意見具申の実施

- ◇ 民児協は、民生委員法に「民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる」と定められている。これは、民児協や民間活動のみでは解決できない民生委員の職務に関する課題について、必要な施策の充実や公的課題を住民の代弁者として提言できるものである。
- ◇ しかし、市区町村民児協活動実態調査 2023 によると、令和2～4年度において市区町村民児協が市区町村行政に対して実施した意見具申の回数は「0回」が82.9%との結果であった。その理由は、「行政が事務局を担っており、民児協の意見を日常的に伝えているため」(68.0%)であり、次いで「意見具申を行う必要がなかったから」(34.0%)であった。
- ◇ 意見具申というかたちをとらなくても、民児協の意見を日常的に行政に伝えられる関係性は大変重要ではある。しかし、公務員であっても地域住民を代弁する民

間奉仕者としての民生委員として、民児協が意見具申権を活用できることの重要性を理解するとともに、なりて確保などとくに課題を感じる人が多いと思われる事項では、必要に応じて意見具申の実施についても各民児協において検討すべきである。

- ◇ なお、意見具申を実施したことのない民児協からその方法が分からないとの意見も聞かれるため、単位民児協等で意見具申を実施する場合の方法例を参考として下記に示す。
 - 単位民児協として要望書を作成し、提出する
 - 市区町村長等との懇談において、単位民児協としての意見を述べる
 - 行政計画・地域福祉計画等の策定に際して、単位民児協としての意見を提出する
 - 定例会に出席している行政職員に、単位民児協としての意見を述べる

(6) 普段の活動のなかでの意識づけ

- ◇ 今回のヒアリングでは、民生委員・児童委員の候補者探しの工夫として、「地域活動のなかで候補者を探す」ことや「早い時期からの取り組み」があがっていた。
- ◇ 民生委員候補者の推薦に際し、自治会が推薦母体となっている市区町村は約7割であるが、実際に候補者を探しているのは民生委員自身や民児協役員といった場合も少なくない。
- ◇ 民生委員自身が後任の委員を探すことは、民生委員にとって大きな負担となっている一方で、民生委員自身が候補者を探すことで民生委員により適任な方を選出できるといった意見もある。
- ◇ 普段の地域活動のなかでさまざまな関係者と関わるなかで民生委員・児童委員の適任者がいないか、民生委員自身が気にかけておくことも必要ではないか。
- ◇ 併せて、自治会等の推薦母体となる団体に対し、民生委員活動に楽しく取り組んでもらえそうな方を探してもらえよう、アピールしていくことも重要である。

(7) やりがいの発信

- ◇ 今回のヒアリングでは、委員活動を続けやすい環境のひとつとして、「活動のなかでやりがいや楽しさを感じられる」ことがあがっていた。
- ◇ 前述のとおり、内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」（令和4年12月）によると、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役に立ちたいと思っている」人が6割程度いる。

- ◇ 民生委員のやりがいや地域住民や関係機関の方に積極的に発信することで、民生委員になって社会貢献したいと考える方を増やすことはできると考えられる。
- ◇ 併せて、民生委員同士でやりがいや楽しさを共有し、民生委員活動のよさを感じる機会を増やすことで、委員の継続につなげられるのではないか。
- ◇ また、個人の事情や地域の都合で民生委員を1期で辞めることになった方も、民生委員活動のやりがいを感じることができれば、退任後も地域住民に民生委員のポジティブな面を発信してもらえないのではないか。

4. 全民児連が取り組むこと

(1) 国・地方自治体への要望活動

- ◇ 全民児連には、各種調査やアンケート等により、全国の民児協活動、民生委員活動の実態を把握しておくことが求められる。
- ◇ 把握した内容をふまえ、必要に応じて国への要望活動を実施するとともに、各地の民児協における地方自治体への働きかけを支援する。

(2) 社会へのアピール

- ◇ 新聞報道等において「民生委員」に触れる記事が掲載されることは少なくない。全国各地の民生委員活動を紹介する内容が多くを占めるが、民生委員の大変さや難しさを不必要に強調する論調のものもある。
- ◇ 今回のヒアリングでは、なりて確保のために民生委員活動のやりがいや楽しさを発信することの重要性が示された。これは、社会における民生委員のイメージ向上を図ることにもつながる。
- ◇ 全民児連では全国で一斉に展開するようなアプローチができることを活かして、厚生労働省や各都道府県・指定都市民児協とも連携しながら、広く地域住民に向けた広報活動を今後も実施する。
- ◇ また、厚生労働省と連携したプレスリリースの発出など、マスコミに向けた発信を行う。

(3) 広報活動の支援

- ◇ 今回のヒアリングでは、自治会等の推薦母体や地域の関係団体に民生委員の活動内容や意義について知ってもらうことの重要性が示された。
- ◇ 各地域で使える自治会などの関係者に向けた民生委員に関する広報支援ツールを作成し、提供するといった取り組みが有効ではないか。

(4) 各地の取り組みの発信

- ◇ 全民児連では、全国の民生委員や民児協に関する具体的な取り組みに関する情報について、積極的に収集することが求められる。
- ◇ とくに好事例については地域性や取り組みの背景などの参考情報も加えながら、全国に向けて発信し、各地の民児協活動に活かしてもらえるようにすることが必要。

(5) 都道府県・指定都市や市区町村民児協のリーダー層に向けた支援

- ◇ 全民児連においては、とくに都道府県・指定都市、市区町村のリーダー層に向けた支援や研修の実施が求められる。
- ◇ 都道府県・指定都市民児協や市区町村民児協のリーダー層に向けた研修を提供するとともに、運営に関する手引きの作成や各種資料の提供により、リーダー層の負担軽減や育成支援に資する取り組みを行う。

第4章 なりて確保の取り組み具体例

第1節 ご近所福祉スタッフ（協力員）の活用（岩手県奥州市）

1. 取り組み概要

- 民生委員・児童委員の活動はチームでやることも必要と考え、市民児連事務局でもある市社協とも相談して、平成23（2011）年から市社協の会長が委嘱する「ご近所福祉スタッフ」制度（協力員制度）を構築。任期は2年。
- ご近所福祉スタッフは、町内会や自治会、行政区長が推薦する仕組みであるが、民生委員・児童委員自身が協力してほしい人を探して推薦される場合もある。
- 概ね50世帯で1人ぐらいを目安に委嘱しているものの、地域の状況によって柔軟に対応している。制度スタートから10年以上が経った現在、市内の民生委員・児童委員323人に対し、1,100人を超えるご近所福祉スタッフがいる。
- ご近所福祉スタッフには、生活するなかで気づいた地域の課題や近隣住民の変化などを民生委員・児童委員に伝えてもらっている。民生委員・児童委員はその情報をもとに見守り対象者宅に訪問するなどしている。
- 併せて、自治会長や公民館長、消防団などの地域活動をする人たちとご近所福祉スタッフ、民生委員・児童委員が「地域セーフティーネット会議」を構成し、地域について全員で話し合う機会を設けている。
- なお市社協として、ご近所福祉スタッフに対し、年1回程度の事例研修の実施、ボランティア保険の加入などの支援をしている。

2. 取り組みから民生委員・児童委員委嘱につながるための工夫

- ご近所福祉スタッフは、民生委員・児童委員への協力や地域セーフティーネット会議での話し合いをとおして、民生委員活動を知るとともに、地域で自身が頼られていると感じることができる。
- 改選期にいきなり民生委員・児童委員の候補者を探すのではなく、ご近所福祉スタッフの活動をしながら民生委員・児童委員活動を知り、そのやりがいを知ることによってスムーズに委嘱がすすみやすいこともある。

第2節 地域住民向け講座の実施（札幌市）

1. 取り組み概要

- 市社協ボランティアセンターの協力を得て、市社協ボランティア講座のプログラムの一環として民生委員・児童委員入門講座を、年3回実施。

- プログラムは、市民児協の会長および市主任児童委員連絡会の代表がそれぞれ、地区担当民生委員・児童委員と主任児童委員の活動内容ややりがいについて話す内容としている。
- 市社協のボランティア講座の一環として実施しているため、自らが暮らす地域でのボランティア活動に興味を持っている方が主な参加者である。そのため、民生委員・児童委員活動について説明すると、興味を持ってもらいやすい。

2. 取り組みから民生委員・児童委員委嘱につながるための工夫

- 講座終了後、同意を得られた参加者の連絡先は、参加者が住む地域の民児協会長に共有し、委嘱時（4月、8月、12月）には、民生委員・児童委員候補者として声をかけている。
- 候補者探しにおいては、民生委員・児童委員活動に興味がある地域住民を見つけることが難しい場合が多いため、ボランティア講座を通じて、地域活動への意識が高い人、ボランティアに興味がある人を知ることができるのは大きな効果である。

第3節 全国で活用できるなりて確保に向けた説明用パンフレットの作成 (全民児連)

1. 取り組み概要

- 民生委員・児童委員がスムーズに推薦される地域の特徴として、「自治会長等の民生委員・児童委員候補者を探す人が民生委員・児童委員について理解していること」との傾向があったことから、民生委員・児童委員候補者を探す地域住民の方に民生委員・児童委員について説明するためのパンフレットを作成。
- 民生委員・児童委員制度や活動の魅力、候補者を探す際の留意点などについて説明する内容で、全民児連ホームページに掲載することで、全国の市区町村において活用してもらえる内容としている。

※パンフレットのダウンロードは以下から。

全民児連ホームページ

➢ 民生委員・児童委員活動理解促進の

PR 動画・PR ポスター

➢ なりて確保にむけた説明用パンフレット



2. 取り組みから民生委員・児童委員委嘱につながるための工夫

- 民生委員・児童委員活動の魅力を知る人が地域に増えることで、民生委員・児童委員活動の候補者だけでなく、協力者なども増え、活動しやすい環境につながると考えられる。

第5章 資料編

【民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査報告書】（全国モニター調査）

< 第一分冊 概要 >

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/100syunen1_gaiyo.pdf

< 第一分冊 全体版 >

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/100syunen1_zentai.pdf

< 第二分冊 概要 >

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/100syunen2_gaiyo.pdf

< 第二分冊 全体版 >

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/100syunen2_zentai.pdf

< 追加集計分析報告書 >

<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/892e4a39fe165190c018a68b75e3c244.pdf>

【市区町村民生委員児童委員協議会 活動実態調査報告書（2023 年）】（市区町村民児協活動実態調査 2023）

<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/f8486333229df73e6a91c917bc4fbac2.pdf>

【民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書】

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/kensyu_hokokusyo.pdf